

第 6 次三春町長期計画

| | |
|------------------|-----|
| 第6次三春町長期計画体系図 | P.1 |
| はじめに | P.2 |
| 1. 背景 | P.2 |
| 2. 目的と役割 | P.2 |
| 3. 構成及び期間 | P.2 |
| 4. 将来の見通し | P.3 |
| (1) 人口 | |
| (2) 財政 | |
| (3) これからの三春町の10年 | |

第1編 基本構想

| | |
|---------------------------|------|
| <u>第1章 基本理念</u> | P.7 |
| 1. 安全安心なまち | P.7 |
| 2. 自主自立のまち | P.7 |
| 3. 継続発展するまち | P.7 |
| <u>第2章 まちづくりの目標</u> | P.8 |
| 1. だれもが暮らしやすいまちづくり | P.8 |
| 2. 夢をもち豊かな心が育つまちづくり | P.10 |
| 3. 元気で健やかに暮らせるまちづくり | P.12 |
| 4. みんなで築くつながりのあるまちづくり | P.14 |
| 5. 地域の特性と資源を活かした活力あるまちづくり | P.15 |

第2編 基本計画

| | |
|----------------------------|------|
| 基本計画の考え方について | P.18 |
| <u>第1章 だれもが暮らしやすいまちづくり</u> | P.19 |
| 防災・災害対策 | P.19 |
| 交通安全・防犯対策 | P.20 |
| 上下水道の整備 | P.21 |
| 道路・交通網の整備 | P.22 |
| 情報通信基盤の整備 | P.24 |
| 住環境の整備 | P.24 |
| 田園生活空間の提供 | P.25 |
| 魅力ある市街地の形成 | P.26 |

| | |
|---|------|
| <u>第2章 夢をもち豊かな心が育つまちづくり</u> | P.27 |
| 子育て支援 | P.27 |
| 幼児教育の充実 | P.28 |
| 学校教育の充実 | P.28 |
| 校外学習の充実 | P.30 |
| 青少年の健全育成 | P.31 |
| 文化・生涯学習・交流の推進 | P.31 |
| スポーツの振興 | P.32 |
| 男女共同参画の推進 | P.33 |
| | |
| <u>第3章 元気で健やかに暮らせるまちづくり</u> | P.34 |
| 健康づくりの推進 | P.34 |
| 地域医療の充実 | P.35 |
| 地域福祉・社会福祉の充実 | P.37 |
| 高齢者福祉の充実 | P.38 |
| 障がい者福祉の充実 | P.40 |
| | |
| <u>第4章 みんなで築くつながりのあるまちづくり</u> | P.42 |
| 協働によるまちづくり | P.42 |
| ボランティア活動への支援 | P.42 |
| 情報の共有化 | P.43 |
| 広域行政の推進 | P.45 |
| | |
| <u>第5章 地域の特性と資源を活かした活力あるまちづくり</u> | P.46 |
| 農林業の振興 | P.46 |
| 工業の振興 | P.47 |
| 商業の振興 | P.48 |
| 観光の振興 | P.49 |
| 環境・リサイクルへの配慮 | P.50 |
| 歴史・文化の継承 | P.51 |
| 良好な景観の形成 | P.51 |
| 土地利用の検討 | P.52 |
| | |
| <u>第6章 計画実現のために</u> | P.53 |
| | |
| 資料編 | P.54 |

第6次三春町長期計画体系図

基本理念 安全安心なまち
自主自立のまち
継続発展するまち

| まちづくりの目標 | まちづくりの施策(基本計画) | 施策の体系 | |
|---|---------------------|---|--------------------------------------|
| 1. だれもが暮らしやすいまちづくり | 防災・災害対策 | 災害に強い地域づくり 災害に対する備えの充実 桜川河川改修事業 | |
| | 交通安全・防犯対策 | 交通安全対策 防犯対策 | |
| | 上下水道の整備 | 水の安全・安定供給 上水道の整備 公共下水道の整備 浄化槽の整備 | |
| | 道路・交通網の整備 | 幹線道路の整備 生活道路の整備 都市計画道路の整備 公共交通システムの構築 | |
| | 情報通信基盤の整備 | 高速インターネット利用可能地域の拡大 携帯電話の不通話地域の解消 | |
| | 住環境の整備 | ゆとりある住まいづくり 住環境の整備 町営住宅管理事業 | |
| | 田園生活空間の提供 | 田園環境の保全 UJターン推進事業 | |
| | 魅力ある市街地の形成 | 中心市街地活性化事業 | |
| | 2. 夢をもち豊かな心が育つまちづくり | 子育て支援 | 子育て支援の充実 乳幼児医療費の助成 乳幼児育成支援事業 |
| | | 幼児教育の充実 | 幼稚園・保育所の一元化の推進 ニーズに対応した幼稚園・保育所の運営 |
| 学校教育の充実 | | 学校教育の充実 小・中学校の再編(統廃合)と跡地(施設)利用の検討 学校・地域における子どもの安全対策 | |
| 校外学習の充実 | | 児童館活動の充実 地域子ども教室の実施 | |
| 青少年の健全育成 | | 青少年問題協議会の充実 児童相談・要保護児童対策 | |
| 文化・生涯学習・交流の推進 | | 生涯学習事業の推進 交流館事業の推進 国際交流事業の推進 町内外の交流の推進 | |
| スポーツの振興 | | 総合型地域スポーツクラブの設立 体育施設の適切な管理運営 | |
| 男女共同参画の推進 | | 男女共同参画条例・男女共同参画プランの策定 | |
| 子どもからお年寄りまで誇りと愛着の持てる安全で安心なまちづくりを進めます。 | | | |
| | | | |
| 子育てや交流活動などの支援を通して一人ひとりがいきいきとしたまちづくりを進めます。 | | | |
| | | | |

将来像 豊かな自然の恵みや歴史と文化を守り伝え、協働により発展しつづける町

| まちづくりの目標 | まちづくりの施策(基本計画) | 施策の体系 | |
|---------------------------------|------------------------------------|---|---|
| 3. 元気で健やかに暮らせるまちづくり | 健康づくりの推進 | 訪問・健康教育の充実 健康づくりの推進 受診しやすい検診体制づくり 介護予防の推進 食生活改善への支援 | |
| | 地域医療の充実 | 町立三春病院設置事業 保健・福祉・医療の連携強化 国民健康保険事業の推進 老人医療費の適正化対策 | |
| | 地域福祉・社会福祉の充実 | 社会福祉協議会への支援 民生児童委員への支援 まちづくり協会保健福祉部会との連携強化 福祉団体等の育成 | |
| | 高齢者福祉の充実 | 敬老園改修と運営の見直し 在宅福祉サービスの充実 介護サービスの充実 敬老会の充実 高齢者の生きがいづくり | |
| | 障がい者福祉の充実 | 障がい者自立支援対策 障がい者のための給付・サービス事業の充実 障がい者福祉団体への支援 | |
| | 4. みんなで築くつながりのあるまちづくり | 協働によるまちづくり | まちづくりへの参画の推進 参加する仕組みづくり |
| | | ボランティア活動への支援 | まちづくり協会活動への支援 ボランティア活動への支援 |
| | 保健・福祉・医療の充実により長く健康で暮らせるまちづくりを進めます。 | 情報の共有化 | 積極的な情報の公開 広報の充実 情報通信技術の活用 防災行政無線の受信状況の改善 |
| | | 広域行政の推進 | 広域行政の推進 国・県との連携強化 |
| | 5. 地域の特性と資源を活かした活力あるまちづくり | 農林業の振興 | 農業経営基盤の強化 地産地消の推進 環境保全型農業の推進 森林資源の活用 |
| 工業の振興 | | 積極的な企業誘致 立地企業への支援 | |
| 商業の振興 | | 魅力的な商店街の形成 担い手への支援 | |
| 観光の振興 | | 通年型観光の推進 観光PR活動の推進 | |
| 環境・リサイクルへの配慮 | | 循環型社会形成の推進 省エネルギー・自然エネルギー取組みの推進 環境美化意識の向上 | |
| 歴史・文化の継承 | | 歴史的・文化的資源の活用 伝統文化の継承 | |
| 良好な景観の形成 | | 景観計画の策定 | |
| 土地利用の検討 | | 地域で進める総合的な土地利用計画事業 | |
| 人と人との結びつきを大切にし協働によるまちづくりを進めます。 | | | |
| | | | |
| 産業資源を有効に活用し魅力的で活力のあるまちづくりを進めます。 | | | |
| | | | |

はじめに

1. 背景

(1) 第5次長期計画のまちづくり

大量生産・大量消費が見直され、経済発展をひたすら追い求める時代から、心の豊かさや生活の質の向上が大切にされる時代に移り変わってきました。

第5次長期計画では、「経済開発の視点」からではなく、「生活の視点」でまちづくりを考えるべきとして、「生活提案型のまちづくり」を基本理念として、各種プロジェクトを推進するとともに、「ほんとうの豊かさ」とは何かということを問題提起し、まちづくりを進めてきました。

(2) 時代の変化

成長期社会から心の豊かさや生活の質の向上を大切にする成熟社会への移り変わりの中、町を取り巻く環境も大きく変化しています。

依然とした経済の長期低迷の中、国・地方を通じた厳しい財政状況にあります。地方分権の進展により、国に集中している権限や財源が県や市町村に移り、地域の実情やニーズに合った個性的で多様な行政を展開することができるようになってきています。

少子高齢化の急激な進行や人口減少問題は、三春町のみならず、日本の社会全体に大きな影響を及ぼす問題の一つとして認識されるようになってきました。

このような状況を踏まえ、あらためて三春町の現状や課題を捉えた第6次長期計画を策定します。

2. 目的と役割

この計画は、三春町の目指すべき姿を長期的な視点で見据え、これからのまちづくりを計画的、体系的に進めていくための指針となるものです。したがってこの計画に基づき、具体的な事業計画等を作成、見直すこととなります。

町を目指す方向を町民と共有することが、協働によるまちづくりを実現する上での前提条件となります。この計画に対する理解と認識が深まり、それぞれの役割を果たすことが、まちづくりの大きな推進力となります。

また、さまざまな施策や事業を効果的、効率的に進めるためには、国、県、近隣市町村との連携と協力が必要であり、そのために、三春町が目指すまちづくりの姿勢を明らかにすることは重要であると考えます。

3. 構成及び期間

第6次長期計画は、基本構想と基本計画で構成します。

(1) 基本構想

町を取り巻く社会状況の変化や課題を踏まえ、地方自治法に示されているように、議会の議決を経て町の将来像及びそれを達成するための基本的な施策の方針を定め

るものです。

(2) 基本計画

基本構想に定めた施策の方針に基づき、各分野の施策を体系的に示すものです。

(3) 計画の期間

平成18年度(2006年度)を初年度とし、平成27年度(2015年度)を目標年度とする10か年とします。

4. 将来の見通し

(1) 人口

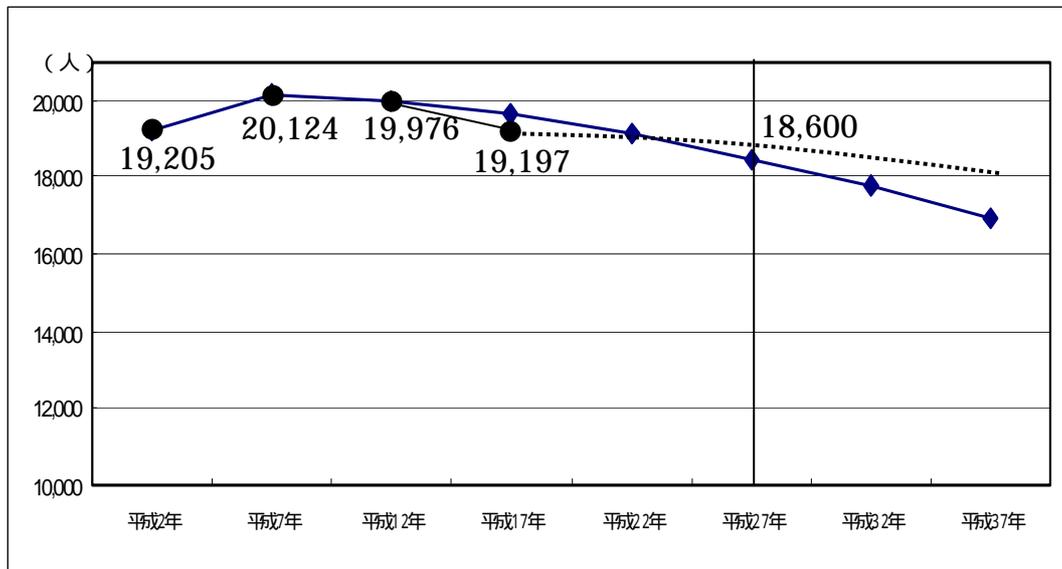
三春町の人口は、国勢調査の人口推移をみると、平成2年から7年にかけては、郡山市近郊の住宅地として人口が増加していましたが、その後は人口減少に転じています。今後も人口が減少するものと推計されていますが、平成17年における人口について、平成7年と平成12年の国勢調査から推計した人口よりも、人口減少が大きかったことが心配されます。

全国的にも人口減少時代に移り変わりつつあり、高齢化社会への急速な進展、コミュニティの喪失など、これまで表面化されなかった様々な問題が発生するのではないかと懸念されています。

三春町においても定住化を促進し、人口減少に歯止めをかけていくことが重要となっており、若年層の人口減少や少子化対策が課題であると考えます。

このような状況を踏まえ、人口増加の施策を展開することとし、第6次長期計画の目標年次(平成27年)における人口を18,600人程度と想定します。

表1



国勢調査による数値。ただし、平成17年については速報値。

平成7年と12年の国勢調査から推計した将来人口の推移。(財)統計情報センター)

… 平成27年の人口を18,600人と想定した場合の人口推移のイメージ。

(2) 財政

現状と課題

町では、ここ十数年にわたり多様化する行政需要への的確な対応と「三春らしさ」を実現するまちづくりのため、さまざまな事業を実施してきました。

公共下水道の整備など、将来のあるべき姿を展望した長期的な観点から借入金による事業を実施してきました。

その結果、予算に占める借入金の返済額は年々増加を続け、財政を悪化させている大きな要因となっています。

このため、平成9年度から財政の健全化に向けた取組みを始め、平成16年度からは「第2次行財政改革大綱」の制定等、財政再建に努めているところです。

一方、国と地方の税財政改革いわゆる「三位一体改革」により国庫支出金制度や地方交付税制度は大きく変わろうとしています。未だ改革の到達点が見えておりません。今後の状況によっては、町の財政再建に大きな影響を与えることにもなります。

今後の見通し

短期的には平成16～18年度までの「財政構造改革プログラム」の着実な実施により、借入金を120億円まで削減することを目標としています。これにより平成20～21年度に想定される借入金の返済ピークを抑え、基本的な行政サービスに要する財源を確保します。

しかし、今後の地方交付税制度改革の動向によってはさらなる地方交付税の削減が行われる可能性もあることから、引き続き厳しい財政運営を迫られます。

長期的には平成27年度普通会計における借入金残高を約80億円程度まで圧縮することを目標とします。

これにより、今まで蓄積してきた社会資本を有効に活用し維持するための財源と新たな行政需要に対応するための最低限の財源を確保します。

町が将来にわたって自主自立のまちとして発展し続けるためには、効率的な行財政運営を行うことが重要であり、そのためには、国に財源の多くを依存する現状から自ら財源を生みだせるよう財政構造改革を進め、しっかりとした財政基盤をつくる必要不可欠です。

平成27年度までの歳入歳出及び町債残高に係る財政見通しは次のとおりです。

表 2

< 歳入 > (単位: 百万円)

| 年度 | H13 | H16 | H18 | H22 | H27 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 町 税 | 1,677 | 1,703 | 1,604 | 1,561 | 1,546 |
| 地 方 交 付 税 | 2,628 | 2,118 | 2,051 | 1,915 | 1,664 |
| 分担金等及び使用料等 | 388 | 395 | 414 | 382 | 345 |
| 国 県 支 出 金 | 737 | 654 | 412 | 357 | 355 |
| そ の 他 の 収 入 | 851 | 1,636 | 1,026 | 804 | 754 |
| 町 債 | 1,591 | 718 | 309 | 500 | 500 |
| 歳 入 合 計 | 7,872 | 7,224 | 5,816 | 5,519 | 5,164 |

分担金等及び使用料等には分担金、負担金、使用料、手数料が含まれる。

その他の収入には譲与税、交付金、繰入金、繰越金財産収入、寄附金、諸収入が含まれる。

< 歳出 > (単位: 百万円)

| 年度 | H13 | H16 | H18 | H22 | H27 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人 件 費 | 1,499 | 1,364 | 1,344 | 1,238 | 1,142 |
| 扶 助 費 | 291 | 395 | 438 | 474 | 523 |
| 公 債 費 | 1,815 | 1,431 | 1,221 | 1,169 | 956 |
| 物 件 費 | 933 | 882 | 910 | 773 | 630 |
| 補 助 費 等 | 818 | 755 | 863 | 774 | 744 |
| 繰 出 金 | 351 | 419 | 462 | 501 | 553 |
| そ の 他 の 経 費 | 208 | 234 | 247 | 240 | 266 |
| 投 資 的 経 費 | 1,708 | 1,452 | 281 | 300 | 300 |
| 歳 出 合 計 | 7,623 | 6,932 | 5,766 | 5,469 | 5,114 |

その他の経費には維持補修費、積立金、投資・出資金・貸付金が含まれる。

表 3

町債残高

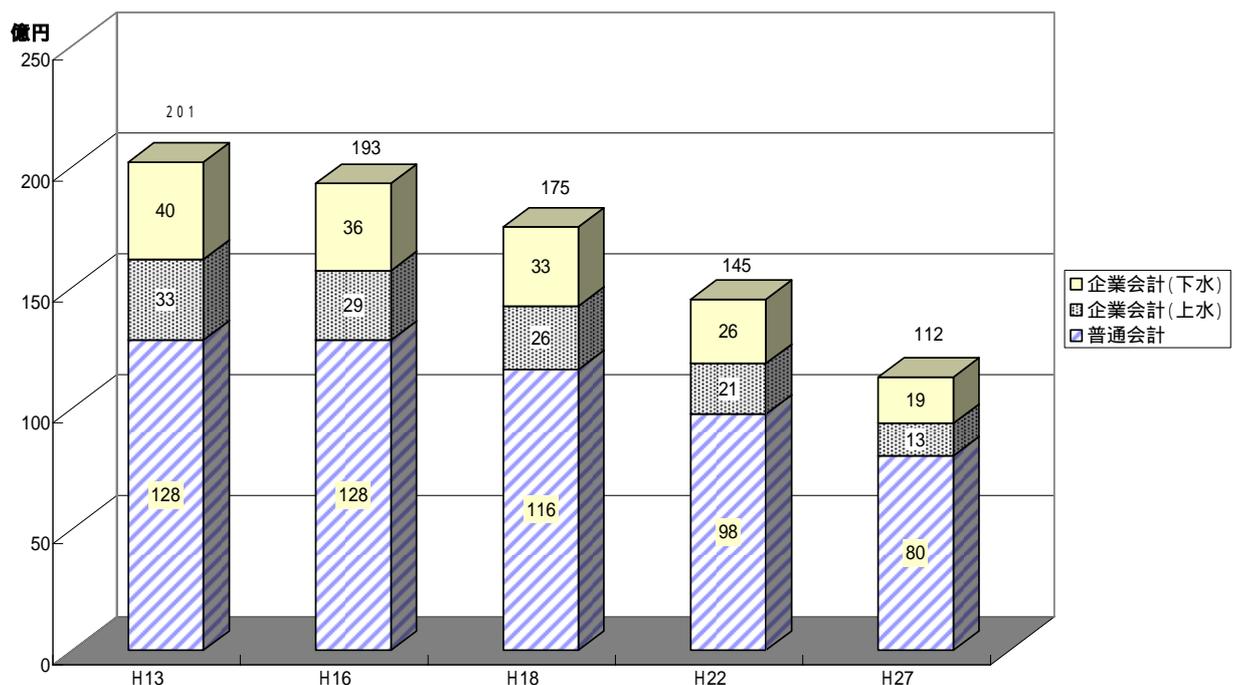


表 2 及び表 3 について

○今回の試算については以下の前提条件により行っています。あくまでも現時点での試算であり、前提条件が変われば試算結果は必ずと変更されるものです。

○なお、国の制度、将来人口、その他の要因により前提条件が変更となった場合は、出来るかぎり早い時期に再試算を行うものとします。

<前提条件>

(歳入)

- ・ 町税は将来人口推移から納税者数を推計し、併せて過去 5 ㇿ年の収入実績を基に試算しています。
- ・ 地方交付税は今後の改革の中身が極めて不透明ですが、現在の動向から更なる削減が行われるものと想定し、削減額は平成 23 年度まで徐々に削減され、最終的には 15%の削減になるものと想定しています。
- ・ 国県支出金はこれまでに行われた補助金制度の改革については試算に反映していますが、今後の改革の中身が不透明であるため、現在の運営費的な補助金については将来人口推移と過去 5 ㇿ年の収入実績を基に試算しています。ただし臨時的投資的補助金は計上していません。
- ・ 町債は毎年 5 億円の借入を行うものとして試算しています。また、臨時財政対策債は平成 18 年度で終了となりますが、これに代わる制度が継続されるものとして試算しています。

(歳出)

- ・ 人件費は定員適正化計画を基に試算しています。
- ・ 扶助費、物件費、維持補修費及び繰出金は過去 5 ㇿ年間の支出実績を基に試算しています。
- ・ 補助費等は一部事務組合負担金、上下水道事業への償還利息を計画により推計し、また、その他の負担金、補助金は過去 5 ㇿ年間の支出実績を基に試算しています。
- ・ 投資的経費は一律 3 億円で計上しています。

(3) これからの三春町の 10 年

このように、少子高齢化や人口減少、そして厳しい財政運営を迫られることは避けられそうにありません。こうした状況に対処するためにも現状をしっかりと受け止め、将来をきちんと見据え地に足の着いたまちづくりを進めていく必要があります。

三春町には、これまで受け継いできた有形・無形のすばらしい財産が数多くあります。これからの 10 年間は、限られた財源の中でまちづくりを進めていかなければならないため、町に潜在している資源を見つめ直し、まちの歴史・文化、豊かな自然環境や特性を活かしながら「住みたい」、「住んでよかった」と思われるように、町の魅力を高めていくことが重要になってきます。魅力あるまちづくりが町の活性化につながり、ひいては人口減少対策につながるものと考えます。

そして、厳しい財政状況であるという共通認識のもと、町民、議会、町(執行機関)それぞれがこの計画に対する理解と認識を深め、協働によるまちづくりを一層確かなものにしていく必要があると考えます。

知恵と工夫と協働により、魅力あるまちづくりが求められているのです。

第 1 編

基 本 構 想

第1編 基本構想

第1章 基本理念

三春町は、美しく豊かな自然の恵みと、歴史、伝統、文化を地域の財産として永く継承し、三春らしさを大切にしながら、町民の生活を考えたまちづくりを進めてきました。

こうしたこれまでのまちづくりを受け継ぎ、そして発展させ、地域の均衡がとれたしっかりとしたまちづくりを進めます。

まず、安全安心をまちづくりの重要な基盤としていきます。また、現在の地方自治のあり方や生活のあり方を見つめ直し、自主自立のまちづくりや継続し発展しつづけるまちづくりの実現を目指します。

1. 安全安心なまち

私たちの生活は、安全安心のうえに成り立っています。

生命や財産の危険がなく、安全に暮らせるからこそ、そこに安心が生じます。そして、安心して暮らせるからこそ、生活を楽しむことができます。

すべての人々が、安全で安心して暮らせるまちを築いていきます。

2. 自主自立のまち

地方分権が進み、自治体が自ら考え、必要な事業を行い、その責任を自ら負う分野が拡大しています。また、町民のニーズが多様化するなか、町民や地域の視点に立ったまちづくりが求められています。

このような状況の下、三春町の規模だからこそ、地方分権時代にふさわしい政策づくり、きめ細かい福祉の実現が可能になるものと考えます。

そして、町民、議会、町それぞれが責務を主体的に果たし、協働という視点で自分たちが暮らす地域のことを考えていく必要があります。

「住民自らが考え、自らが決め、そして自らが責任を持って実行する」という自主自立の実現に向け、自分たちのまちに誇りと愛着が持てるまちづくりを目指します。

3. 継続発展するまち

少子高齢化が進み、生産人口の減少や地域活力の低下など、町民生活への影響が切実な問題になってきています。

また、これまでの資源やエネルギーの大量消費による急激な経済発展が、環境問題やエネルギー問題などを引き起こしてきたため、省エネルギーや循環型社会への取組みが進められるようになってきました。

私たちは、これらの問題を受けとめつつ、これまでの元気で活力ある地域社会やうつくしい自然環境をずっと守り育てていきます。

第2章 まちづくりの目標

基本理念にしたがい、町の将来像を

「豊かな自然の恵みや歴史と文化を守り伝え、協働により発展しつづける町」
とします。

そして町の将来像の実現に向けて、以下の5つをまちづくりの目標として、各分野の施策を進めていきます。

1. だれもが暮らしやすいまちづくり

暮らしやすさということ効率性、利便性のみならず、人と人との交流や安らぎといった精神的な視点でも考えていきます。また、年齢、価値観、ライフスタイルによっても暮らしやすさに対する考えは異なってくることから、幅広い視点で考えていきます。

若者の定住促進は、少子高齢化の中、地域の活力を維持するために、これからますます重要になってきます。若者にとって、暮らしやすく魅力のあるまちづくりが重要課題となっています。

三春町は自然豊かな環境の中、市街地の魅力、農村の魅力が同居する町です。

その魅力を高め、暮らしやすさを向上させるために、各種プロジェクトを展開してきました。さらに、その方向性を伸ばし、子どもからお年よりまでが地域に誇りと愛着を持って、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

防災・災害対策（災害に強い地域づくり、災害に対する備えの充実、桜川河川改修事業）

災害を未然に防ぎ、災害から町民の生命や財産を守ることは町の重要な責務です。これまでも大雨によるがけ崩れや浸水被害が発生していましたが、最近も天候の急変による大雨被害が多くなっています。これまで以上に危険区域を考慮した土地利用のあり方や的確な災害予測などが重要となっています。このため、万一の災害に備えて、消防団や自主防災会との連携や地域ぐるみの防災活動の定着を図り、災害に強い町を目指します。

また、浸水被害のない安全な地域づくりを進めていくために、河川改修の促進を関係機関等へ働きかけていきます。

災害が発生した場合には、速やかな対応を図り、災害後の円滑な復旧が図れるよう努めます。

交通安全・防犯対策（交通安全対策、防犯対策）

交通事故を防止し、安全・円滑かつ快適な交通環境を確立するため、関係機関や交通安全協会と一体となって、交通安全施策の実施を推進します。

また、犯罪防止のため、関係機関、防犯協会、地域の連携により防犯体制の充実を図ります。

上下水道の整備（水の安全・安定供給、上水道の整備、公共下水道の整備、浄化槽の整備）

上水道、下水道は、快適な生活を行う上で、必要不可欠なライフラインです。安全でおいしい水の提供や潤いのある水環境の実現を目指して、整備が進められています。また、安心して自然水が利用できることは貴重な財産であり、その環境を守ることも重要であると考えます。

上水道については、水の安定供給の観点から老朽管の更新に重点を置いて、計画的な整備を目指します。

下水処理については、集合処理、個別処理の組み合わせにより、長期的な展望で計画的に推進します。

道路・交通網の整備（幹線道路の整備、生活道路の整備、都市計画道路の整備、公共交通システムの構築）

移動手段として自動車への依存度は高く、道路は町民の生活を支える重要な社会基盤です。

幹線道路網の整備は、地域間の交流を促進し、産業の振興や町民の生命や身体を守るための救急医療活動、緊急時の災害活動にも大きな影響を与えるものです。広域的な視点で、高速交通網や公共交通機関との連携を重視した幹線道路の整備と充実を図ります。

生活道路については、地域住民の協力により、生活の利便性の向上や安全の確保を図るとともに、維持管理に努めます。

高齢者等の交通利便性の確保や自然環境への負荷の軽減を図ることからも、公共交通の連携強化や利用促進を図るとともに地域特性に合わせた公共交通システムの構築を図ります。

情報通信基盤の整備（高速インターネット利用可能地域の拡大、携帯電話の不通話地域の解消）

情報通信技術の急激な進展により、インターネットや携帯電話が急速に普及し、いまや経済活動や社会生活を営むための重要な社会基盤のひとつになっています。特に若い世代にとっては、無くてはならないものになっています。

町内のどこにおいても、高速インターネット接続サービスや携帯電話サービスが利用でき、地域格差のない情報通信環境が整うよう努めます。

住環境の整備（ゆとりある住まいづくり、住環境の整備、町営住宅管理事業）

住宅政策を地場産業の育成というまちづくりの視点で捉えるとともに、ユニバーサルデザイン（ 1 ）や環境に配慮し、景観の重要な要素として取り組んでいきます。2世代、3世代が一緒に暮らすことができるなど、ゆとりある住いづくりが望まれており、地域の特性に対応した住宅としてその推進に努めます。

また、まとまりのある住宅地の形成に努め、住宅地と住宅地を結ぶ軸の形成を図

るとともに、必要な生活基盤整備を計画的に進めます。さらに、周辺の景観や自然環境と調和した住環境の整備が図られるよう誘導していきます。

町営住宅は、民間賃貸住宅の市場状況や、真に町営住宅を必要とする人の状況を把握し、多様性、柔軟性のある施策を展開していきます。既存住宅の適正な維持管理に努めるとともに、建替えが必要な町営住宅については、これからの高齢化社会に配慮した住宅を計画的かつ合理的に供給します。

- 1 ユニバーサルデザインとは、障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などを考えること。

田園生活空間の提供（田園環境の保全、UJI ターン推進事業）

自然環境への意識の高まりやゆとり・安らぎといった心の潤いを求めるなど、人々の価値観の多様化が進んでいます。そして、都会から自然豊かな農村で暮らすことへの憧れが高まっています。

こうしたニーズに対応し、農村の持つ美しい自然、おいしい水、きれいな空気といった農村の持つ魅力を最大限に利用し、田園生活空間の提供を進めます。

魅力ある市街地の形成（中心市街地活性化事業）

中心市街地では、裏山の緑を風致地区に指定し、景観に配慮した街路整備とそれに伴う店舗等の建替えによる街並み整備や交流館を中心とする交流・情報核の整備を進めてきました。

さらに中心市街地の魅力を高めるため、商業の拠点づくりに取り組むとともに、生活に潤いと安らぎをもたらす公園や広場を大切な交流空間として捉え、その形成に努めます。

また、桜川河川改修による水辺の景観形成や街づくり協定(2)の推進によって、町民とともに美しい街並みの保全に努めます。

- 2 街づくり協定とは、美しく住みよい地区にするために、地区ごとに話し合いを重ね必要な事項を申し合わせること。

2. 夢をもち豊かな心が育つまちづくり

地域のよさに気づくことによって地域への愛着が深まり、その中で夢が育っていくものと考えます。そういったことが次の世代に受け継がれ、地域の財産となっていきます。

まちづくりは人づくりからとも言われ、人材育成の重要性が認識されています。

まず、子どもを安心して生み育てられる環境を整え、子どもが健やかに育つよう、子育ての支援や子育てしやすい環境づくりを推進します。

また、学校、家庭、地域が連携を図り、次の時代を担う子どもたちが心豊かに育つよう努めます。

そして、自主的な生涯学習活動への支援や人と人との交流活動への支援を通して、一人ひとりがいきいきとし、地域もいきいきするまちづくりを進めます。

子育て支援（子育て支援の充実、乳幼児医療費の助成、乳幼児育成支援事業）

少子化が急速に進行していますが、少子化の原因としては、晩婚化、未婚率の上昇、子育てに対する負担感などが考えられ、さらに進行することが心配されます。

この傾向を改善するためには、子どもを安心して生み育てられる環境を整えることがまず必要です。子どもが健やかに育つことを支えるのは、社会全体の責務と考え、子育てに悩む養育者の相談窓口の充実などにより子育ての負担を軽減し、育児を楽しめるような環境を整備することが不可欠です。

そのためには、地域・学校・企業・行政がそれぞれの役割を担いながら、「地域の子どもは地域で育てる」という共通認識の下に、子育て支援を進めます。

幼児教育の充実（幼稚園・保育所の一元化の推進、ニーズに対応した幼稚園・保育所の運営）

幼稚園・保育所の一元化と就学前教育・家庭教育の充実を図るため、子育て支援センターを設置してきました。保護者のニーズに合わせた保育サービスの実施、乳幼児や障がい児保育等に対応した保育所・幼稚園の運営を推進するとともに、少子化を踏まえた定数の検討なども進めていきます。

学校教育の充実（学校教育の充実、小・中学校の再編（統廃合）と跡地（施設）利用の検討、学校・地域における子どもの安全対策）

いじめ、不登校、虐待、不審者による被害、犯罪の低年齢化など、子どもたちを取り巻く環境は年々厳しくなっています。

子どもの安全な生活を確保し、子どもの豊かな成長を促す教育環境整備に努めます。保護者、学校、関係団体と地域ぐるみで子どもの安全に取り組むとともに、生命の尊重、自立心、自己責任など、基本的なルールが身につくよう支援します。また、子どもの地域における活動の充実を図ります。

町では、子どもと教師の夢が共に育つ学校づくりを進めてきました。「三春に暮らす児童・生徒の一人ひとりが自分の将来に対して、喜びと生きがいのある人生を主体的に創造する力を備え、地域に信頼され、ひいては、国際社会に貢献できるような人材に育つよう支援する。」ことを基本方針として、学校教育を推進します。

また、一貫した教育指導や生活指導ができるよう、小学校と中学校の連携による教育を図ります。

さらに、少子化時代における学校規模と教育効果について研究を進めます。

校外学習の充実（児童館活動の充実、地域子ども教室の実施）

子どもたちが、放課後や休日の自由な時間を充実して過ごせるよう、児童館での取組みを展開してきました。これからも保護者のさまざまな要望に応えられるよう、柔軟な取組みを進めます。

また、地域が一体となって子どもたちを見守ることのできる環境をつくることが求められています。子どもたちが、地域の中で、安全に過ごすことができ、健全な心が育つよう、地域のボランティアと一緒に取組んでいきます。

青少年の健全育成（青少年問題協議会の充実、児童相談・要保護児童対策）

次代を担う青少年の健全育成は、少子高齢化、情報化、国際化が進んでいることや青少年を取り巻く環境が年々厳しくなっていることなどから重要性を増しています。

明るく健全な環境をつくるために、地域社会が一丸となって社会活動を促進することが必要です。青少年の健全育成に関わる相談業務を推進するために関係機関との連携を一層強化します。

文化・生涯学習・交流の推進（生涯学習事業の推進、交流館事業の推進、国際交流事業の推進、町内外の交流の推進）

交流館を拠点とし、人・物・情報の交流の場を提供して、町民の芸術文化、学習意欲、展示活動の向上を図るとともに、生涯学習施設を活用し、町民の多様なニーズに対応した生涯学習機会の提供を推進します。

また、町では、地域に根ざした都市交流、国際交流を進めてきており、これからも、交流を通して相互理解が深まり、実りのある交流が続くよう支援していきます。

スポーツの振興（総合型地域スポーツクラブの設立、体育施設の適切な管理運営）

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる総合的なスポーツクラブの設立に向けて取り組めます。また、スポーツを通して心身ともに健全な人間を育成するための活動の機会と場の充実を図るとともに、適切な施設の管理運営を進めます。

男女共同参画の推進（男女共同参画条例・男女共同参画プランの策定）

各種委員会の委員への女性の登用など男女平等の実現に向けた取組みが進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされています。

少子高齢化の進展など社会の変化に対応するため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が望まれており、その思想が地域に定着する取組みを推進します。

3. 元気で健やかに暮らせるまちづくり

だれもが、住み慣れた地域で長生きしたいと願っており、いかに健康で生活できる期間を延ばすかが重要なテーマです。

その実現のために、保健・福祉・医療は、大きな役割を担っています。福祉施策は、少子高齢化の急速な進行やライフスタイルの多様化などにより制度の改革が進んでいます。

高齢化の進行や生活習慣病の増加などに伴い、保健事業の果たす役割はますます大

きくなっています。乳幼時期から高齢期に至るまで各年齢に応じた健康づくりや生活習慣病の予防、介護予防を推進します。

それを支える医療機能の充実も課題であり、町内の医療機関の連携や救急医療への対応など地域医療体制の整備を図ります。

高齢者にとって住みやすい環境を整えるため、ユニバーサルデザインの採用とバリアフリー化を推進します。また、引きこもりがちにならないような体制づくりや交流の場の提供を推進します。

健康づくりの推進（訪問・健康教育の充実、健康づくりの推進、受診しやすい検診体制づくり、介護予防の推進、食生活改善への支援）

生活習慣病の発病を予防する「一次予防」に重点を置き、「健康は自らつくるもの」という考えを基本として、地域ごとに数値目標を掲げて意識を高めるなど、地域ぐるみの健康づくり活動を主体に健康管理の支援や保健サービスの充実を図ります。

地域医療の充実（町立三春病院設置事業、保健・福祉・医療の連携強化、国民健康保険事業の推進、老人医療費の適正化対策）

町民に良質な医療を提供し、地域の安心感を高めるために、地域における病院機能を保持し、地域の保健・福祉・医療の連携強化を図っていきます。

また、国民健康保険や老人医療については、医療費の適正化対策に努めていきます。

地域福祉・社会福祉の充実（社会福祉協議会への支援、民生児童委員への支援、まちづくり協会保健福祉部会との連携強化、福祉団体等の育成）

わたしたちの身の回りには、さまざまな悩みや不安を抱えていて、何らかの支援を必要とする人がいます。町の支援だけでなく、同じ地域に暮らす住民同士の出会いや支え合いの関係が必要です。そして、みんなで力を合わせる相互扶助の考え方が重要です。

町民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、地域の人々や町、民間の福祉サービス事業者、ボランティア団体等が力を合わせ、地域で支え合う地域福祉の仕組みづくりを進めます。

高齢者福祉の充実（敬老園改修と運営の見直し、在宅福祉サービスの充実、介護サービスの充実、敬老会の充実、高齢者の生きがいづくり）

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かす機会の確保や社会への参加を支援し、生きがいをもって生活できる社会づくりを進めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう在宅福祉を柱とした取組みを進めます。

介護の悩みと老後の不安を軽減し、できるだけ長く住み慣れた環境での生活ができるよう、町の創意と工夫をこらした取組みを行います。

障がい者福祉の充実（障がい者自立支援対策、障がい者のための給付・サービス事業の充実、障がい者福祉団体への支援）

障がい者や障がい児が社会活動に自主的に自由に参加でき、家庭や地域のなかで安心して生活を送ることができるよう、各種サービスの提供体制の充実や、障がい者がサービスを利用しやすいように情報提供を進めます。

また、障がい者の自立支援のための体制整備と併せ、福祉団体への支援を進めます。

4. みんなで築くつながりのあるまちづくり

三春町は、町民参加のまちづくりを基本とし、人と人との交流を大切にしてきました。しかし、人と人との交流が次第に少なくなり、地域のコミュニティが薄まりつつあるのではないかと懸念があります。また、家庭という視点で考えても、核家族化が進んで同居家族が少なくなり、家族の結びつきも弱まってきているのではないかと不安感があります。

このような中、地方分権、市町村合併が進み、地方自治体は自立できるまちづくりが求められています。自主自立の実現を目指すためには、協働によるまちづくりが不可欠であることから、人と人との結びつきを強め地域のコミュニティの活性化を図ります。

また、周辺自治体との役割と機能を分担しながら、広域的な取組みを進めます。

協働によるまちづくり（まちづくりへの参画の推進、参加する仕組みづくり）

協働を実現させるためには、隣組の付き合いや世代間の交流が重要となります。みんなで参加するという地域の連帯感を築き、特に、若い人や女性のまちづくりへの参画などが求められます。そのためには、参加できる、参加する人をひきよせる場をつくることが重要です。そして、三春町町民自治基本条例が定着し、町民として何をすべきか、自分たちでできることは自分たちですという意識をもち、個人がやるべきこと、地域がやるべきこと、行政がやるべきことが理解され、協働によるまちづくりの実現が図られるよう取り組みます。

ボランティア活動への支援（まちづくり協会活動への支援、ボランティア活動への支援）

町民の活動を活発化させ、町民との協働を推進するために、ボランティアやNPOの育成・活動支援を図ります。

これまでもまちづくり協会は、協働を実現するための先導的な役割を担ってきましたが、各まちづくり協会独自の目標の設定や施策を実施し、さまざまな人が参画できる仕組みづくりなどにより、さらに活発になっていくよう支援します。

情報の共有化（積極的な情報の公開、広報の充実、情報通信技術の活用、防災行政無線の受信状況の改善）

まちづくりを進めるうえで、情報の共有化は欠かせないものです。情報通信技術の活用を図ることにより、交流や連携が一層深まり、町民の利便性が向上することが期待されています。

個人情報の保護に留意し、積極的な情報発信や情報公開を進め、情報共有化の充実を図ります。

防災行政無線については、受信状況が悪い地域の改善と内容の充実を図ります。

広域行政の推進（広域行政の推進、国・県との連携強化）

町民の生活圏がより広域化していることや事業の効果や効率を考え、消防や廃棄物処理などを中心に、今後も周辺自治体との連携・協力体制を進めます。また、国や県についても密接に連携・協力をとりながら、まちづくりを推進します。

5. 地域の特性と資源を活かした活力あるまちづくり

産業は、私たちの生活を支えるための重要な基盤です。産業の振興は、私たちが安心して暮らせることや、若い世代にとって魅力ある地域づくりに必要なものであり、地域における「ひと」「もの」「情報」「歴史」「文化」「景観」などを活用し、循環させる考え方が大切です。

「ひと」については、地域を担う人材の発掘や育成が課題です。特に、農業、商業の振興を考えた場合には、担い手への支援が重要となってきます。

また、「もの」については、地域内で生産されたものを地域内で消費する地産地消の考え方が重要となってきます。

三春町には、歴史、文化、街並みなど魅力的な資源がたくさんありますが、これらの資源が十分活用されているとは言えません。そのため、他方面からも高く評価されている魅力的な資源を磨き上げ、観光客や定住を希望する人の流入を促進します。

既存資源を有効に活用するという考え方に加え、循環型社会という視点で、環境に配慮したまちづくりを進めます。

農林業の振興（農業経営基盤の強化、地産地消の推進、環境保全型農業の推進、森林資源の活用）

農業は、新鮮で安心安全な農産物の安定供給ばかりでなく、豊かな景観の形成など、潤いのある生活空間や自然と調和したまちづくりを支えるうえで重要な役割を担っています。

しかしながら、その農業を営むためには「集落の力」と「まとまり」が必要です。担い手の高齢化や農産物価格の低迷などから遊休農地が増加するなどさまざまな問題を抱えていますが、現在積極的に取り組んでいる中山間地域等直接支払制度により担い手農家を中心とした集落営農をさらに推進し、農業が本来保持する役割と機能の増進を図ります。

さらに、農業の基本は「土づくり」にあり、平成17年から稼動した堆肥センターの利活用を一層進める必要があります。町内関係組織や農業者、町等が連携して堆肥の利用による有機農業を推進し、地域の大切な資源である農地の活用により、新鮮で安全な農産物の生産を行うとともに、町内の直売所等を中心として地産地消の推進を図ります。

また、農産物の付加価値を高めることも、今後の農業振興に必要な方策であり、その組織化や具体化について検討します。

林業については、木材の供給だけでなく、水源のかん養、地球温暖化防止など、その役割は極めて重要です。こうした観点から、地場産木材の利用促進を通して森林資源の活用を図るとともに、その重要性が理解されるような取組みを推進します。

工業の振興（積極的な企業誘致、立地企業への支援）

若年層の人口流出の抑制や U・J・Iターン（3） の促進を図る意味でも、安定した雇用の場を確保するため、町内立地企業の発展や新たな企業進出は重要です。町内の工業団地は、交通アクセスの利便性に恵まれていることや地盤が堅固であるという優位性を持っています。今後もこのような優れた立地条件を積極的にPRし、関係機関との連携を図りながら企業誘致を推進します。

- 3 Uターンとは、故郷に戻って就職することをいい、Jターンとは、故郷まで戻らず途中の地方に居住を移すことを指す。また Iターンとは故郷以外の地方へ居住を移すことをいう。

商業の振興（魅力的な商店街の形成、担い手への支援）

車社会の進展や近隣地域への大型小売店の相次ぐ出店などにより、既存商店街を取り巻く環境は厳しい状況にあります。このような傾向から、中心市街地の空洞化が懸念されるため、ひと・もの・情報が集まる拠点づくりや、空き地への店舗集積と賃貸借住宅の整備、地域商業と地域農業の連携によるイベント開催など、活力ある中心市街地に向けた個性的な取組みを行ってきました。

今後もこのような取組みを継続するとともに、意欲ある商業の担い手への支援策の展開や、大型店にはない触れ合いのある店舗がある、歩いて楽しい魅力的な商店街の形成を図ります。

観光の振興（通年型観光の推進、観光PR活動の推進）

滝桜の開花時期を中心に町にはたくさんの観光客が訪れます。町内の城下町特有の風情を残した地域資源を活用し、街中への誘客を推進します。そして、全町的な通年型の観光による町の活性化を目指します。

そのためには、町民一人ひとりが観光客へもてなしの心で対応し、一流の観光地に相応しい受け入れ態勢を確立することが重要です。

また、観光地としての魅力を高めるために、地域ブランドとしての特産品や美味しい食べ物などの情報発信や積極的な観光PRについても関係機関と連携しながら進めます。

さらに今後は、田舎暮らしや農業との触れ合いを求める観光ニーズが高まることから、体験型、滞在型観光への取組みを進めます。

環境・リサイクルへの配慮（循環型社会形成の推進、省エネルギー・自然エネルギー取組みの推進、環境美化意識の向上）

私たちの暮らしは少なからず環境に影響を与えているため、環境負荷の少ない取組みが重要となっています。限りあるエネルギーを有効に利用することは、次の世代の子どもたちにより良い環境を引き継いでいくことにつながります。環境に配慮した町を目指すため、省エネルギーや自然エネルギーの取組みを推進します。

町では、ごみの分別収集に取り組み、リサイクルに力を入れてきました。廃棄物発生抑制の広報活動の推進、資源物回収体制の改善・整備など循環型社会形成のための基本システムを整備します。

また、散乱ごみの回収、不法投棄への厳格な対応など環境美化の向上に努めます。

歴史・文化の継承（歴史的・文化的資源の活用、伝統文化の継承）

三春町は、城下町の風情を残し、歴史・伝統・文化が息づく町です。

先人たちが築き上げた伝統文化を継承し、寺社、城跡などの趣ある歴史的・文化的資源の保護を図るとともに、これらを活かした取組みを進めます。

良好な景観の形成（景観計画の策定）

町では、多彩な歴史的、文化的伝統と恵まれた自然環境を活かした美しい歴史公園都市づくりを進めるために景観の保全や整備を行ってきました。景観を貴重な財産として、これからも町全体の景観を守り育てていきます。

土地利用の検討（地域で進める総合的な土地利用計画事業）

土地は、現在及び将来における町民のための限られた貴重な資源であるとともに、生活や生産のための共通の基盤です。そのため、町全域において、町民とともに計画的な土地利用や望ましい土地利用について検討を深め、それに沿った取組みを推進します。

第 2 編

基 本 計 画

第2編 基本計画

基本計画の考え方について

- 1 . 第6次三春町長期計画の基本計画は、その「基本構想」に定める町の将来像である「豊かな自然の恵みや歴史と文化を守り伝え、協働により発展しつづけるまち」を実現するため、基本構想に定めたまちづくりの目標に基づき、各分野の施策を体系的に示すものです。
- 2 .各分野の施策を体系的に示す際には、その中でも主要な施策が分かるよう示します。
- 3 .「安全安心な暮らし」「少子化対策」を町の重要な行政課題として捉え、「将来を担う若者、子どもたち」という視点で課題解決に向けた取組みを推進するものとします。
そのためには、それに関係する幅広い分野での施策の展開や横断的な組織体制で臨む必要があります。
このような考え方の下、関係各分野の施策を実施する際には、これらを踏まえながら効果的、効率的に取り組むものとします。
- 4 . 基本計画の計画期間は、基本構想と同じ10年間としますが、社会情勢の変化による見直しや実績の検証が必要であると考えられることから、計画の中間年次(5年後)にその進捗状況等を踏まえて検証及び見直しを行うものとします。
また、進行管理については、毎年行うものとします。

第1章 だれもが暮らしやすいまちづくり

防災・災害対策

現状と課題

全国各地で大規模な地震災害、台風などの集中豪雨による自然災害が発生しています。地震などの大規模な自然災害は詳細な予測が困難であるところですが、近い将来、宮城県沖地震が発生するのではないかと心配されています。大規模な自然災害が発生すれば町民の暮らしへの被害は甚大なものになると考えられます。このため、各種の防災対策の推進と同時に、町民一人ひとりの防災意識の高揚を図ることが重要になっています。

施策の体系

防災・災害対策

災害に強い地域づくり
災害に対する備えの充実
桜川河川改修事業

主要施策の概要

災害に強い地域づくり

施策のねらい・内容

各種災害に即応した危機管理体制の強化を進め、社会状況に応じた地域防災計画の見直しを図り、災害に強い地域づくりを目指します。

急傾斜地における土砂災害や大雨による浸水被害が心配されることから、危険地域の解消を図るとともに、災害に適切に対処できるよう災害予測地図を作成し、災害の種類ごとに想定される被害と避難経路・避難場所等を明示し、町民が安心して暮らせるよう努めます。

- ・ 地域防災計画の見直しを行います。
- ・ 危険地域の解消を図ります。
- ・ 災害予測地図を作成し公表します。
- ・ 避難場所がわかるよう表示します。

災害に対する備えの充実

施策のねらい・内容

災害に対する備えや災害に迅速に対応するためにも消防団活動は重要です。消防団活動に対する町民の理解を深め、円滑な消防団活動が図れるよう支援していきます。また、自主防災会による防災訓練、研修会を通じて防災に対する意識の高揚を図ります。

災害発生時には速やかに連絡が行われ、町民の安全確保が図られるよう、連絡系統図を作成し周知を図ります。

今後、広域的な相互援助関係やボランティア団体との連携が重要となることから、これらの団体との連携が図れるような体制づくりを進めます。

- ・ 消防団活動の充実が図れるよう支援します。
- ・ 自主防災会活動による意識の高揚を図ります。
- ・ 災害時の連絡体制を強化します。
- ・ 災害時の広域的な支援・援助体制を推進します。
- ・ ボランティア団体、関係機関との連携が図れる体制づくりを進めます。

桜川河川改修事業

施策のねらい・内容

町の東から西に流れる桜川は、たびたび浸水被害を起こしており、早期改修が望まれています。

桜川の改修は、防災機能の向上はもちろん、市街地における身近な環境空間としての機能についても整備が求められていることから、まちづくりと一体になった改修が必要です。関係者や県との協議を進めるとともに十分な体制づくりを行い事業を進めます。

- ・ 中町・八幡町地区及び大町・新町地区については、防災機能の向上はもちろん、身近な環境空間としてまちづくりと一体となった桜川改修事業を推進します。
- ・ 下流工区については、桜川河川改修を契機とした沿川遊休農地の利便性の向上を図ります。
- ・ 代替地の情報提供など、移転者の生活再建の支援策を推進します。

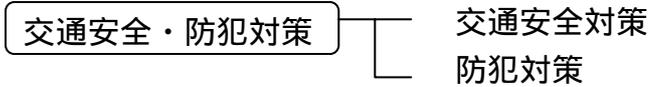
交通安全・防犯対策

現状と課題

町内で発生した交通事故は、事故発生件数、死傷者数とも、県平均を大きく下回っています。しかし、高齢者の運転手が増えてくることから、高齢者の交通事故の増加が心配されています。

犯罪についても、県平均よりも大きく下回っており、安全な地域と言えますが、近年、全国的に凶悪な犯罪が増えていることから、その対策は重要となっています。

施策の体系



施策の概要

交通安全対策

- ・ 関係機関や交通安全協会等との連携を図りながら、交通安全広報活動等を推進します。
- ・ 歩道の整備やガードレール・カーブミラーなどの交通安全施設の設置に努め、歩行者の安全確保や交通事故防止を図ります。

防犯対策

- ・ 安全で住みよい地域を守っていくために、関係機関、防犯協会、地域の連携を一層強めるとともに支援活動を図ります。
- ・ 夜間における歩行者の安全確保のため、通勤通学路を重点に必要性の高い場所から防犯灯や街路灯の整備を図ります。

上下水道の整備

現状と課題

高度浄水処理により安全でおいしい水の提供を行っています。普及率をみると平成16年度末で84.7%となり、全国平均の87.4%にわずかに及びませんが、これまでの拡張事業等によって水需要は安定しています。今後は、老朽管対策が重要な課題となっています。

下水道については、快適な生活環境づくりと美しい川を取り戻すため生活排水の改善に取り組んできましたが、公共下水道への接続の促進が課題となっています。

施策の体系



施策の概要

水の安全・安定供給

- ・ 安全でおいしい水を安定して提供することを基本とし、これまでの状況を維持していきます。
- ・ 町民の負担を増やさないようにコスト縮減に努めていきます。

上水道の整備

- ・ 水需要は安定していることから、今後の需要状況を考慮しながら拡張事業に取り組みます。
- ・ 安定供給を図るためにも、老朽管対策は必要であり、石綿管を優先に、敷設20年以上の铸铁管・塩化ビニール管の敷設替えを推進していきます。

公共下水道の整備

- ・ 下水道の整備は、快適な生活環境づくりには欠かせないものですが、費用がかかることから、地域の状況を踏まえ効果のある整備を進めます。
- ・ 次期認可区域とする桜川南側の事業については、桜川河川改修事業計画と整合性を図りながら進めます。
- ・ 公共下水道への接続率が50%程度であることから、公共下水道への接続の促進を図っていきます。

浄化槽の整備

- ・ 公共下水道と農業集落排水事業の区域を除いた全町を対象として、「個別排水処理施設事業」により町設置型合併浄化槽を整備し、公共用水域の水質保全を図ります。

道路・交通網の整備

現状と課題

道路は、町民の生活を支える重要な基盤であることから、道路整備に取り組んできました。町道の舗装率は、80%を超え、県内でも高い水準にあります。しかし、道路の安全性や利便性などが求められてきており、改良が望まれる路線が多数あります。また、広域的な視点による道路のネットワークづくりが求められています。

町では、町民の交通手段を確保することを目的として町営バス「さくら号」を運行しています。今後は、町営バスを含めた公共交通のあり方について検討していく必要があります。

施策の体系

道路・交通網の整備

- 幹線道路の整備
- 生活道路の整備
- 都市計画道路の整備
- 公共交通システムの構築

幹線道路の整備

施策のねらい・内容

広域的な視点から、東北自動車道、磐越自動車道、東北新幹線、福島空港へのアクセスを重視した広域幹線道路の整備を図ります。

町内幹線道路については、中心市街地と周辺地域を結ぶ道路網の整備により、生活の利便性や安全性の確保を図ります。また、関係市との連携を図り、駅を中心とした道路のネットワーク化を推進します。

重要な道路整備

国道288号バイパス（三春西バイパス）の整備促進及びアクセス道路の強化

- ・ 国道288号バイパスの早期完成を目指します。
- ・ バイパスへのアクセス道路の整備を促進します。

空港アクセス道路（町道山田鷹巣線）の幹線道路整備

- ・ 広域的な道路として位置づけ、県道への昇格を要望し再整備を図ります。

沢石要田地区から船引三春ICへのアクセス道路整備

- ・ 東北自動車道（本宮IC）～磐越自動車道（船引三春IC）を結ぶ路線を整備し、沿線地域の活性化及び高速交通網の利用による地域産業の発展を目指します。

生活道路の整備

施策のねらい・内容

十分な整備水準に達していない路線も多く、安全確保や生活の利便性の向上が図られるよう、生活道路や集落道の整備を図ります。

- ・ 道路網の再整備や歩道の整備については、利用状況、緊急度を踏まえて効率的な実施に努めます。
- ・ 地域の実情等をかんがみ、側溝のふたがけ、待避所の設置、部分改良等の整備を実施し、利便性、安全性を確保することに努めます。
- ・ 災害時の体制の確立と併せて、緊急避難路の優先的な整備を図ります。

都市計画道路の整備

- ・ 都市計画道路の見直しを行います。
- ・ 長期的な視点に立って、未整備区間の整備を推進します。

公共交通システムの構築

- ・ 駅までの利用の需要が高いことから、鉄道との連携強化を図ります。

- ・ 町民の利便性を考えた町営バス路線の検討や乗り合いタクシーなど、地域特性に合わせた町内の公共交通システムの構築を行います。
- ・ 郡山・三春間の公共交通機関のあり方について検討を深めます。

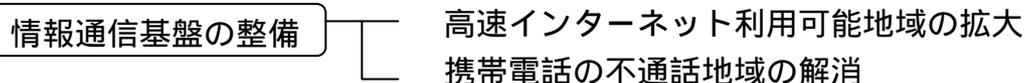
情報通信基盤の整備

現状と課題

町の中心部においては、高速インターネットが利用できる環境ですが、北部・南部地区においては、利用できない地域があります。

また、携帯電話は、情報通信手段としてなくてはならないものになってはいますが、不通話地域や通話状況の悪い地域があります。

施策の体系



施策の概要

高速インターネット利用可能地域の拡大

- ・ 町民ニーズの動向を踏まえ、事業者へ働きかけるなど、高速インターネットが利用できる地域の拡大を図り、地域格差のない情報基盤の構築を図ります。

携帯電話の不通話地域の解消

- ・ 町民ばかりでなく来訪者にとっても不便のないよう、通信事業者への働きかけをするなど携帯電話の不通話地域の解消を図ります。

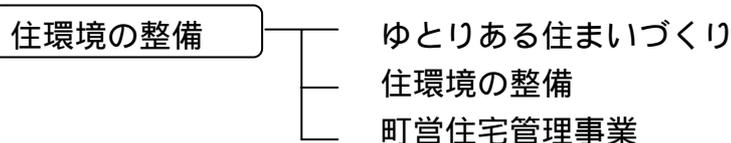
住環境の整備

現状と課題

平成12年に地域住宅計画を策定し、「住み手が主役。継続・発展する住いづくり・まちづくり」をテーマとして住宅施策を展開してきました。

町営住宅については、低所得者を対象として低廉な家賃で住宅を提供することが公営住宅の目的であり、入居状況はほぼ100%とその需要は高いものがあります。ただ、一部の住宅では老朽化が著しく進んでおり、維持管理に要する費用が増大しています。

施策の体系



施策の概要

ゆとりある住まいづくり

- ・ 地域住宅計画（住宅マスタープラン）を町民や関連事業者と共に検討するための問題提起として活かし、効果的な住宅施策の展開を図ります。
- ・ 各地区の歴史、景観、住み手の視点を大切にしたい住宅施策の展開を図ります。
- ・ 住宅に関する相談窓口の充実を図ります。
- ・ 個人住宅取得者のニーズに即した住宅団地の分譲を推進します。

住環境の整備

- ・ 町の中心部から離れた周辺地域の住宅地では、道路整備や生活排水対策などが望まれていることから、住環境の向上や防災の視点から、生活道路の整備や合併浄化槽の普及などを計画的に推進します。

町営住宅管理事業

- ・ 福祉的な役割なども考慮しながら、維持管理に重点をおいた事業を進めていきます。
- ・ 耐用年数を経過して建替えが必要な建物については、管理方針に沿って適切な戸数管理を行うとともに、年次計画を立て、定期的な修繕や環境整備を行います。
- ・ 家賃の未納額が年々増加していることから、個別訪問の強化など徴収率の向上に努めます。

田園生活空間の提供

現状と課題

田園生活の魅力を追求しようと三春の里農業公園をつくりました。町の田園地域には、すばらしい自然を再認識できる環境や風景が残っています。

また、今後、田舎暮らしを求める人が増加すると考えられていることから、交流・定住人口の増加を図るためにも、受入れ体制の整備を行う必要があります。

施策の体系

田園生活空間の提供

田園環境の保全

U J I ターン推進事業

施策の概要

田園環境の保全

- ・ 貴重な農村の自然環境を保全し、快適な田園空間が保たれるよう努めます。
- ・ 森林や農地の多面的機能を大切に、森林や農地の整備、保全を図ります。

U J I ターン推進事業

- ・ 田舎暮らしを希望する人たちの受入れ体制を整えます。
- ・ 見学や居住の希望があった場合のサポート体制を整えます。
- ・ 広報、ホームページなどでU J I ターンに関する情報提供に努めます。

魅力ある市街地の形成

現状と課題

中心市街地の活性化に向けて、街路事業や交流情報ゾーンの整備などに取り組んできましたが、街なかにおけるハード事業は概ね順調な進捗状況にあります。

今後は、中心市街地の賑わいの創出を図るために、商工会、観光協会、地元商工業者等の積極的で主体的な取組みが重要です。

桜川改修事業については浸水地域の解消に加えて、歴史と自然が身近に感じられる憩いの空間として整備が望まれています。

施策の体系

魅力ある市街地の形成

中心市街地活性化事業

施策の概要

中心市街地活性化事業

- ・ 魅力あるコンパクトな中心市街地の拠点となる、商業の拠点づくりを進めていきます。
- ・ 賑わいや交流、自然との触れ合いを生み出すため、城山公園の整備など広場・公園・緑地づくりを進めます。
- ・ 親水公園を設置するなど、市街地における憩いの空間や観光資源として整備を進めます。

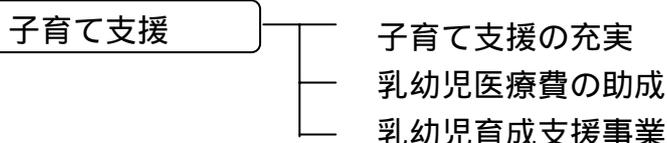
第2章 夢をもち豊かな心が育つまちづくり

子育て支援

現状と課題

少子化が急速に進行しており、ますますこの傾向は進むと思われます。この流れを食い止めるためにも、安心して子育てができる環境づくりは必要です。個々の家庭ばかりでなく、地域ぐるみで子育てを推進することが課題となっています。

施策の体系



主要施策の概要

子育て支援の充実

施策のねらい・内容

安心して子どもを生み育てられる環境整備のため、地域・学校・行政・企業が連携し、地域一体となった子育て支援ができるよう取り組んでいきます。

- ・ ボランティアグループが主体となって活動するファミリーサポートセンターへの支援などを通じ、子育て中の家庭を地域ぐるみで支援していきます。
- ・ 子育てに対する負担感の軽減のため、育児相談の場を充実していきます。
- ・ 学校や企業とも連携して子育て支援ができるよう取り組んでいきます。

施策の概要

乳幼児医療費の助成

- ・ 乳幼児医療費の一時負担を軽減するために、社会保険加入者についても現物給付を実施し、医療費を助成します。

乳幼児育成支援事業

- ・ 乳幼児の発育発達支援として発育発達の精密検査の実施と事後フォロー強化のため、臨床心理士・保育士・作業療法士・保健師が連携した専門的相談指導を推進します。

幼児教育の充実

現状と課題

町内には、認可保育所 3 箇所、認可外保育所 1 箇所、町立の幼稚園 2 箇所及び私立幼稚園が 1 箇所あり、就学前の保育、教育の主な体制となっています。

少子化による子どもの減少は今後も続くものと予想されますが、核家族化、親の共働き等により、低年齢乳幼児の入所が増加するなど、保育ニーズが変化しています。

このようなことから、多様なニーズに対応できる幼稚園・保育所のあり方の見直しや新たな保育サービスが求められています。

施策の体系

幼児教育の充実

幼稚園・保育所の一元化の推進

ニーズに対応した幼稚園・保育所の運営

施策の概要

幼稚園・保育所の一元化の推進

- ・ 幼稚園の保育内容に保育所を近づけ、延長保育については幼稚園でも実施するなど、子育てについての多様なニーズに応えるとともに、子どもが健やかに成長するよう推進します。

ニーズに対応した幼稚園・保育所の運営

- ・ 個々の多様な保育ニーズに対応するため、障がい児保育や一時保育など保育サービスの充実を図ります。
- ・ 幼児の健やかな成長や子育ての支援という幼稚園・保育所の重要な役割を考慮しながら、施設の状況や少子化傾向を踏まえた施設の再配置と定数の検討を行います。
- ・ 地域の子育て支援活動との連携を図りながら、幼稚園・保育所の機能強化を図ります。

学校教育の充実

現状と課題

三春町では、これまでの特色ある学校施設整備とともに、一貫して一人ひとりの児童生徒、いわゆる「個」に焦点をあてた学習指導を展開し成果を上げています。また、各学校が主体的になって、地域や児童の実態を踏まえた「特色ある学校づくり」を進めているところです。

近年、外部からの不審者の侵入など、学校を発生場所とする犯罪の件数が全国的にも増加しており、事件の内容も悪化しています。また、登下校時における声かけ事案なども町内で発生しており、対策が必要となっています。

施策の体系

学校教育の充実

学校教育の充実

小・中学校の再編（統廃合）計画と跡地（施設）利用の検討

学校・地域における子どもの安全対策

主要施策の概要

学校教育の充実

施策のねらい・内容

子どもたちが健全で豊かに育つよう、学力向上に加え心の教育にも力を入れ、これまでの「特色ある学校づくり」をさらに推進していきます。

- ・ 小・中学校連携による学習指導の充実を図ります。
- ・ 教科教室、オープンスペースといった三春の学校建築を生かした、少子化に伴う少人数指導の工夫を図ります。
- ・ 地域の教育力を活かした学校運営を推進します。
- ・ 人と人との関わりを重視した教育活動の充実を図ります。
- ・ 適応指導教室など、不登校児童生徒へのさらなる対応を図ります。
- ・ 発達障がい等の確かな実態把握とそれに配慮した適切な関わりや学習指導を工夫します。

小・中学校の再編（統廃合）計画と跡地（施設）利用の検討

施策のねらい・内容

少子化の進展により、小学校で将来複式学級が予想される学校があります。また、中学校の適正規模は、教師の配置、文化・体育活動などの選択肢、自立心の育成などから各学年3学級以上の規模とされていますが、三春町の中学校で3学級を維持できるのは、三春中学校1校となっています。

このような状況を踏まえ、児童生徒の将来にとって望ましい教育環境を整えていきます。

- ・ 学校の再編及び跡地利用等について、検討委員会や地域等で協議を進めます。
- ・ 望ましい教育環境を考えた学校づくりを進めます。

施策の概要

学校・地域における子どもの安全対策

- ・ 保護者、地域社会、関係機関など多くの方々に学校や子どもの安全についての理解促進を図ります。
- ・ 学校、地域ぐるみでの連携・協力体制を確立して、安全確保のための取組みを積極的に推進します。
- ・ 学校施設は、教育施設であると同時に、地域コミュニティの拠点、防災拠点としての重要な役割を担っています。このことから、小・中学校の再編を見据えながら、耐震診断及び耐震補強事業の取組みにより、学校施設の安全性、防災性を高めます。

校外学習の充実

現状と課題

児童生活センターを設置し、中央児童館や岩江児童クラブでは、放課後や休日における児童の生活の充実により健全な育成を図ってきました。また、中妻地区、御木沢地区においては、地域の協力により、スポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動を行っています。

こうした取組みは、保護者からの要望も強く、子育て支援の重要な役割を担っています。

また、各地域にスポーツ少年団が組織されており、活動が行われています。

施策の体系

校外学習の充実

児童館活動の充実

地域子ども教室の実施

施策の概要

児童館活動の充実

- ・ 中央児童館、岩江児童クラブの活動の充実を図るとともに、三春・岩江小学校学区以外の地区活動の実施を検討します。

地域子ども教室の実施

- ・ 児童館活動が行われていない地域においては、学校の教室や地区公民館等を活用し、地域の協力を得て、安心して活動できる子どもの居場所を設け、児童の健全な育成を図ります。

青少年の健全育成

現状と課題

青少年問題については、近年青少年に対する声掛けや拉致などが全国的に発生しており、町全体で青少年を見守る体制が必要です。また、併せて青少年が犯罪に関わったり、発生させないための指導や支援が必要となっています。

一方、幼児への虐待の件数も増加していますが、表面化するのはごく一部であり、近隣の見守りと早期発見が大きな鍵となっています。

施策の体系

青少年の健全育成

青少年問題協議会の充実
児童相談・要保護児童対策

施策の概要

青少年問題協議会の充実

- ・ 定期の開催以外に問題発生の兆候や全国に発生した犯罪事件などに応じて、随時協議会を開催し、町内の状況を把握するとともに、青少年関連各種団体活動の情報交換を行い、不足する部分への強化や支援を行っていきます。

児童相談・要保護児童対策

- ・ 児童虐待や児童に関する諸々の相談を受け付ける児童相談の窓口を設けるとともに、関係機関が情報を共有し、児童相談に的確に対応するための「要保護児童対策地域協議会」を設置します。

文化・生涯学習・交流の推進

現状と課題

交流館「まほら」を核として、図書館、歴史民俗資料館、さくら湖自然観察ステーションなどで各種の生涯学習事業の推進を行っています。

交流館利用者による新しい団体も発足し、新たな文化活動が盛んに行われており、ホールの稼働率も高く、文化活動に対する町民の関心が高まっています。

国際交流事業は、1987年に三春町とライスレイク市との姉妹都市を締結し、アメリカサマーキャンプ、ライスレイク高校留学生派遣事業、学校教職員の交流など幅広い交流を続けており、ライスレイク市の姉妹都市であるチェコ共和国ジャンベルクとの交流も進めています。

また、国内においては姉妹都市である一関市との交流も毎年続けられています。

施策の体系

文化・生涯学習・交流の推進

- 生涯学習事業の推進
- 交流館事業の推進
- 国際交流事業の推進
- 町内外の交流の推進

施策の概要

生涯学習事業の推進

- ・ 町民図書館、歴史民俗資料館、さくら湖自然観察ステーション等を活用し、各年齢に応じた、自ら学習できる機会と場を提供します。
- ・ 国際化、情報化、環境問題、少子高齢化、結婚問題、男女共同参画などをテーマに、社会情勢に対応した多種多様な学習の機会を提供します。

交流館事業の推進

- ・ ボランティア等の協力を得て、町民が質の高い芸術鑑賞ができる機会を提供します。
- ・ 町民の芸術文化活動を支援します。
- ・ 中心市街地の活性化として、マチとムラとの交流のための事業を推進します。

国際交流事業の推進

- ・ 姉妹都市交流を推進すると併せて、アジア圏やヨーロッパ圏との交流も視野に入れ、広く国際交流事業の推進を図ります。
- ・ 青少年の海外派遣や受入事業、語学教育、異文化理解のイベント等を積極的に推進します。

町内外の交流の推進

- ・ 三春町の魅力をPRすることにより来訪者を増加させ、心のこもった交流の輪が広がる取組みを推進します。
- ・ 町内外の交流を促進して、出会いの場の創出など地域の活性化を図ります。

スポーツの振興

現状と課題

運動公園を中心に各種スポーツ大会や教室が開催され、健康づくりや交流の促進に大きな役割を果たしています。

施策の体系

スポーツの振興

- 総合型地域スポーツクラブの設立
- 体育施設の適切な管理運営

施策の概要

総合型地域スポーツクラブの設立

- ・ 総合型地域スポーツクラブとは、子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人が参加できる総合的なスポーツクラブのことです。
- ・ 誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるように、クラブの方向性やあり方などを検討し、設立に向けた取組みを推進します。

体育施設の適切な管理運営

- ・ 老朽化している施設もあり、今後改修を要する施設もできます。既存施設の利用を検討しながら、体育施設の維持管理を行っていきます。

男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画に関する関心と理解を深めるために、男女共生のつどいを開催してきました。男女共同参画社会基本法にも規定されているように、男女共同参画プランの策定が望まれています。

施策の体系

男女共同参画の推進 —— 男女共同参画条例・男女共同参画プランの策定

施策の概要

男女共同参画条例・男女共同参画プランの策定

- ・ 男女共同参画についての基本的な考え方を明確にし、現状や課題を整理して、幅広い視点で男女共同参画を推進するための条例や計画の策定に取り組みます。
- ・ プラン策定後は、条例や計画に沿って男女共同社会の実現に向けた取組みが家庭や地域の中で定着するよう意識の啓発や環境づくりに努めます。

第3章 元気で健やかに暮らせるまちづくり

健康づくりの推進

現状と課題

急速な高齢化社会の到来にともない、食生活・運動習慣などが原因の生活習慣病や要介護状態の高齢者が増加しており、これらの疾病を予防することが重要となっています。

生活習慣病予防対策として総合検診・各種がん検診を行ってきましたが、検診結果による事後指導が大切です。保健師の訪問による個別の健康相談と指導を充実することや疾病予防に関する正しい知識を普及し、健康管理の意識づくりを啓発する健康教育の実践に地域ぐるみで取り組んでいくことが必要となっています。

施策の体系

健康づくりの推進

- 訪問・健康教育の充実
- 健康づくりの推進
- 受診しやすい検診体制づくり
- 介護予防の推進
- 食生活改善への支援

主要施策の概要

訪問・健康教育の充実

施策のねらい・内容

保健師等の訪問活動を充実することで、疾病予防や介護予防といった健康管理はもとより、住みよい生活環境や子育て環境づくりのための支援を行います。

また、各種健康教室や出前講座による健康教育の充実を図り、地域ぐるみの健康づくり活動を支援します。

- ・ 地区担当保健師等による、きめ細かい個別訪問と健康相談を推進します。
- ・ 健康講座等健康教育の充実による、地域ぐるみの健康づくり活動を支援します。

施策の概要

健康づくりの推進

- ・ 保健センター・健康サロンを健康づくり活動の拠点として広く一般に開放します。また、関係機関との連携のもとに各種健康教室や予防講座を開催し、「健康みはる21」に基づく「病気の有無に関らず、その人がより豊かで幸せに生きるための健康づくり」を推進する情報を発信します。

- ・ 町民の生活習慣病等の状況の分析や把握を行い健康づくり活動に活かすとともに、地域ごとに数値目標を掲げて意識を高めるなど地域ぐるみの健康づくり活動を推進します。

受診しやすい検診体制づくり

- ・ 各種住民検診における受診しやすい検診体制づくりを進め、生活習慣病や介護予防に努めます。
- ・ 乳幼児・妊婦健診を通して総合的な母子保健の充実を図り、子育て支援を含めた安心して子どもを産み育てられる生活環境づくりに努めます。

介護予防の推進

- ・ 介護予防ミニ教室や転倒予防・認知症予防教室などを開催し、介護予防のための集団的な健康づくりを進めます。
- ・ 保健師が訪問により個々の生活状況を把握し、関係機関と連携をとりながら、生活状況に合わせた介護予防の個別的な支援を行います。

食生活改善への支援

- ・ 人の営みの源泉である食生活について、生活習慣病予防事業や母子保健事業における身近な栄養相談・栄養指導として、食生活による健康づくりや地域に根ざした食育の啓発普及に努めます。
- ・ 食生活改善推進員による実践的な食生活改善活動や食生活改善の研究を支援します。

地域医療の充実

現状と課題

少子高齢化の進行や生活水準の向上等により、生活の質が重視されるようになり、医療に対する需要も多様化・高度化してきています。このような中、町民の医療需要に的確に対応するため、医療資源の適正配置や診療機能の整備充実が求められています。

施策の体系

地域医療の充実

- 町立三春病院設置事業
- 保健・福祉・医療の連携強化
- 国民健康保険事業の推進
- 老人医療費の適正化対策

町立三春病院設置事業

施策のねらい・内容

県立三春病院は、診療科目7科、86床で診療活動が行われ、入院・外来を合わせた患者数は1日平均約300人、年間延べ7万2千人に上ります。平成19年3月末で県立三春病院が廃止されるため、その後の地域医療の確保が課題となっています。

県の支援により町が移譲を受け、高齢者社会への対応策として、病院を中心にした保健・福祉・医療の一元化を目指します。

- ・平成19年4月から町立三春病院を開設し、指定管理者制度の導入により管理運営を行います。
- ・病院・町・町民による「地域医療協議会」を設置し、病院が地域の医療ニーズに応えられるよう推進します。

施策の概要

保健・福祉・医療の連携強化

- ・安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、健康的な生活環境が整っていることをはじめ、健康増進・疾病予防が可能な環境、必要な医療が提供されている環境、社会全体での連携・協働を背景に、誰もが地域の中で、自分らしい生活を送ることができる環境を整備していくことが必要です。
そのため、医療機関や介護保険事業所等との情報交換や意見交換を行い、相互の機能分担と連携強化を図るなど、保健・福祉・医療分野における一体的な取り組みと連携のとれたサービス提供を促進します。

国民健康保険事業の推進

- ・国民健康保険は、医療保険制度の中核を担い、人々の健康維持増進に貢献してきましたが、少子高齢化の進展により、現在、医療費の増加などが原因で制度の変革期にあります。
このため、保健事業を中心に据え、生活習慣病対策を柱とした医療費適正化対策を、なお一層推進する必要があります。
- ・国民健康保険税の収納率の向上を図り、給付と負担の公平化を進め、財政の健全化に努めます。

老人医療費の適正化対策

- ・老人保健制度は、本格的な高齢化社会の到来に対応し、老人医療費を国民が公平に負担することを目的に、昭和58年に施行されました。
その後、老人医療費の国民総医療費に占める割合が伸び続け、今後も急速に拡大するものと予想されます。このような状況に対応するため、現在、市町村を保険者として運営されている本制度が、平成20年度から県単位に全市町村が

加入する広域連合が保険者になり、より財政基盤の安定した制度とすることが決定しています。

新制度移行後の市町村の役割としては、保健事業を核とした医療費適正化対策の充実などが挙げられます。

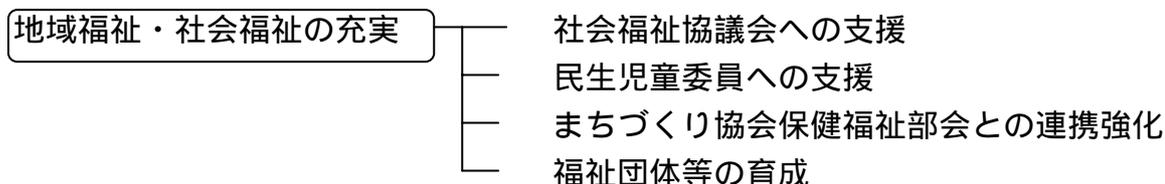
地域福祉・社会福祉の充実

現状と課題

町民が住み慣れた環境で、できるだけ長く生活できるように、各種団体の連携強化が必要であり、それぞれの組織からの情報提供や情報の共有化が、円滑に支援に結びつく体制整備が必要です。

そのため、三春町地域福祉計画を策定し、各種団体、機関が連携できるようネットワークを構築します。

施策の体系



施策の概要

社会福祉協議会への支援

- ・ 「地域包括支援センター」を総合相談窓口とし、在宅介護の拠点として、顔見知りの地域社会における助け合い福祉活動を展開します。
- ・ 三春町地域福祉計画を基本に地域社会福祉計画を策定し、きめ細かい福祉サービスの提供や支援を行っていきます。

民生児童委員への支援

- ・ 家庭内暴力や虐待など援助を必要とする町民のさまざまな相談に応じるとともに、必要な援助を町民の立場に立って幅広く行っています。こうした活動を通して、町民のニーズを早期に発見し、行政や関係機関との連絡・調整を行うなど、その役割は一層高まっています。

今後も、町民の立場に立った相談や援助を行うことが期待されるため、活動に必要な知識や技術の習得のための研修や情報提供を充実させます。

まちづくり協会保健福祉部会との連携強化

- ・ 各地区における町民の状況把握、弱者見守り及び関係機関への情報提供体制の充実を図ります。
- ・ 町民との協働による健康で住みよい地域づくりを推進するため、介護予防のための教室の開催、ボランティア育成や地区組織活動への支援を行います。

福祉団体等の育成

- ・ 社会参加、活動が円滑に行えるよう指導、助言を行うとともに、自立した活動ができるよう支援していきます。

【福祉団体一覧】

社会福祉協議会、田村福祉会、遺族会、保護司会、更生保護女性会、全抑協、シルバー人材センター、老人クラブ、かたつむりの会、桜工房の会、苺の会、三春工房

高齢者福祉の充実

現状と課題

人口が減少する一方、高齢者人口が増加の一途をたどり、高齢者一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、地域全体での見守りや支え合いが必要となっています。

住み慣れた環境での生活をできるだけ長く可能なものとするため、各種サービスへ円滑につなぐ連携が必要となっています。

また、各地区にあった老人クラブが休会したり、会員が減少する傾向にあり、閉じこもり防止や豊富な知識や技術の伝承が危惧される状況にあります。

施策の体系

高齢者福祉の充実

- 敬老園改修と運営の見直し
- 在宅福祉サービスの充実
- 介護サービスの充実
- 敬老会の充実
- 高齢者の生きがいづくり

主要施策の概要

敬老園改修と運営の見直し

施策のねらい・内容

老朽施設の全面的な改修により、入所者が安心して生活でき、健康で心豊かな暮らしのできる生活環境の整備を図ります。

- ・ 居室の個室化、生活支援及び介護サービスに対応できる施設及び設備を充実させます。
- ・ 改修計画の立案にあっては、既存施設の有効活用も検討します。
- ・ 運営にあたっては、指定管理者制度の導入を検討します。

施策の概要

在宅福祉サービスの充実

- ・ 在宅での生活ができるだけ長く保て、住み慣れた地域社会で安心して日常生活が送れるよう、介護予防や生活支援に係る在宅福祉サービスを充実させます。

【現在の在宅福祉サービス】

自立支援ホームヘルプサービス、紙おむつ支給サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、住宅改修助成

介護サービスの充実

介護保険は、自立支援を目指すものですが、その根底にあるのは「高齢者が尊厳をもって暮らすこと」です。

これを基本とし、高齢者の権利を擁護し、できる限り在宅で自立した日常生活が継続できるよう次のような支援を行います。

- ・ 介護を必要とする状態になっても、できる限り自宅で自立した生活が営めるようサービス提供体制の充実を図ります。
- ・ 高齢者が、介護が必要な状態となることを予防するための健康保持・増進、介護が必要な状態になった場合でも、介護サービスを利用した自立した生活のための能力維持、向上を図るための対策を講じます。
- ・ 在宅で365日・24時間の安心を提供するため、新しい在宅サービスの仕組みをつくりまします。

敬老会の充実

- ・ 町内各地区において開催されている敬老会は、平成17年より対象者を75歳とし、招待者は約2,300名となっています。
- ・ 引き続き、高齢者への敬愛の心を表す行事として継続していきましますが、開催日は、国民の祝日にとられることなく、各地区の行事等を考慮して柔軟に設定し実施します。
- ・ また、高齢者の移動の負担軽減や若い世代との交流など多くの参加者を得るための工夫を行います。

高齢者の生きがいづくり

- ・ 老人クラブは、高齢者の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後を豊かなものにするとともに、明るい長寿社会を目指しています。このため、高齢者が生きがいを持ち、健康で豊かな生活が送れるよう、老人クラブの活動を支援していきまします。
- ・ シルバー人材センターは、本格的な高齢社会を迎え、健康で働く能力や意識を持った高年齢者がますます増加することから、健康で働く意欲のある高齢者の就業活動の中心として、大きな役割を担っています。今後も、新しい活動分野を開拓し、より多くの人々が就労でき、いきいきとした生活が送れるよう支援していきまします。

障がい者福祉の充実

現状と課題

平成17年10月に障がい者自立支援法が成立し、身体障がい、知的障がい、精神障がい者に対する福祉施策が一元化され、平成11年に策定した三春町障がい者福祉計画は現状に合わないものとなり見直しが必要になっています。平成17年現在、本町の身体障がい者は約730名、知的障がい者は約130名、精神障がい者については通院公費負担制度の利用者が約250名おり、今後増加するものと推測されています。しかし、これらの障がい者に対応する町内の福祉サービスは十分とは言えず、社会的に弱い立場にある障がい者の権利を保障していくための体制の整備が必要になっています。

現状と課題

障がい者福祉の充実

- 障がい者自立支援対策
- 障がい者のための給付・サービス事業の充実
- 障がい者福祉団体への支援

主要施策の概要

障がい者自立支援対策

施策のねらい・内容

- 自立のための自己決定、自己選択への支援
- 障がい者一人ひとりの資質、個性を活かした生活設計が描ける支援
- 地域での生活を支援
- 社会への参加を支援
- 共に生きる地域づくりを推進
- ・ 障がい者基本法の基本理念と障がい者自立支援法に則した三春町障がい者福祉計画を策定し、障がい者の自立を支援し社会参加への支援体制を整備します。
- ・ 全国共通の障がい程度区分による審査会が行えるよう組織の整備を図り、支給決定のプロセスを明確化するとともに公平性を図ります。
- ・ 地域との連携を強化することが重要であることから、地区担当保健師制度の活動を強化するとともに、制度の周知徹底を図り、対象者の把握と制度利用の促進を図ります。

施策の概要

障がい者のための給付・サービス事業の充実

- ・ 自立生活を確保するための居宅サービスの充実を図ります。

ホームヘルプサービス、ショートステイ

- ・ 自分らしさを維持するための施設の有効利用を図ります。
施設等での介護やリハビリテーションなどの自立訓練
- ・ 社会参加や社会貢献を目的とした就労移行を支援します。
- ・ 障がい者の自立支援に係る相談や支援の調整を行います。
【地域生活支援事業】：相談支援、移動支援、日常生活用具給付、手話通訳（コミュニケーション事業）、地域活動支援（旧デイサービス）など

障がい者福祉団体への支援

- ・ 障がい者福祉施設の利用については今後増加が予想されることから、近隣自治体と連携し関係機関へ働きかけていきます。
- ・ 障がい者の社会参加、社会活動が円滑に行えるよう、共同作業所等の運営に対し支援を行います。
- ・ 障がい者に対する協力や正しい理解を深めていくために、大きな役割を果たしているボランティア団体や父母のグループなどを育成し、その自主的活動を社会福祉施設等との連携を図りながら促進します。
- ・ 作業所での作品展示・即売会などの各種イベントに地域住民が参加し、触れ合いを通して正しい障がい者観や理解を深められるよう交流の機会を広げる支援を行います。
- ・ 交流範囲を町内にとどめず、その輪を町外の障がい者団体や住民グループなどに拡大していくための支援を行います。

第4章 みんなで築くつながりのあるまちづくり

協働によるまちづくり

現状と課題

自主自立のまちづくりの実現のために、三春町が進めてきた町民参加のまちづくりや町民と行政による協働のまちづくりを、より一層確かなものにする必要があります。そのためには、多様な価値感を受け入れて、多様な主体が円滑に活動できるような体制と仕組みづくりが必要となります。

施策の体系

協働によるまちづくり

まちづくりへの参画の推進
参加する仕組みづくり

主要施策の概要

まちづくりへの参画の推進

施策のねらい・内容

まちづくりや行政情報を発信し、その理解が深まるよう努めるとともに、事業の企画・計画段階から町民が参画できるよう努めていきます。

- ・ 町民にわかりやすく情報を提供し、まちづくりへの理解が深まるよう努めます。
- ・ 町の重要課題に関わる事業の計画にあたっては、その立案から評価の各段階において町民が参画できるように努めます。
- ・ 事務事業評価管理表を町民に公開するとともに、事務事業に対しての町民からの意見や要望が町政に反映されるよう取り組みます。

施策の概要

参加する仕組みづくり

- ・ 若い人、お年寄り、女性のまちづくりへの参加を促進するような活動の機会を創出するとともに参加しやすい仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 町内には豊富な経験や専門的な知識を有する人材がいることから、地域の人材を活かせるような人材ネットワークづくりや情報収集に努めます。

ボランティア活動への支援

現状と課題

昭和51年から町民参加のまちづくりを推進するため、「三春町まちづくり協議会」を設立し、昭和57年には各地区単位に「まちづくり協会」が設立されました。各まちづくり協会では、スポーツ、保健福祉、景観部会等を設置し、地区の球技大会、運動会、健康づくり活動を行うなど、それぞれ独自の個性的な地域づくり活動を展開し

ています。

また、近年、ますますボランティア活動への関心や意識が高まっています。

施策の体系



施策の概要

まちづくり協会活動への支援

- ・ 長年にわたって培ってきた地域づくり活動を大切に、地域に根ざした自主的な活動が展開できるよう積極的に支援します。
- ・ 各まちづくり協会の部会活動が活発に展開できるよう、町からの情報提供の充実に努めます。

ボランティア活動への支援

- ・ ボランティア活動・NPO活動などの活躍が期待される中、地域で活動している人や取り組んでいこうとしている人たちが参加しやすいように支援します。
- ・ ボランティア団体等の活動状況などを定期的に伝え、ボランティア活動についての啓発・PRに努めていきます。
- ・ ボランティア団体やその活動を支援する団体との連携を深め、ボランティアに関する情報の収集や整理に努めるとともに、ボランティア活動の調整機能が円滑に行われるよう図ります。

情報の共有化

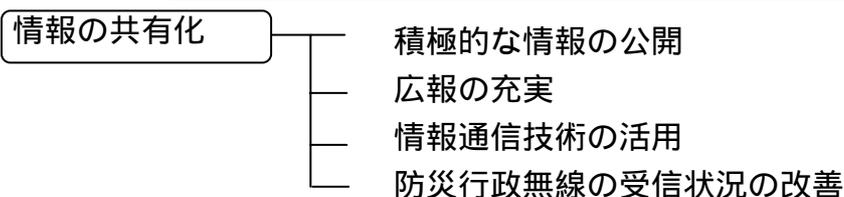
現状と課題

町民意思の尊重と協働によるまちづくりが求められており、行政に対する町民の理解を深め、町と町民による一層の情報の共有化が求められています。

広報誌には、行事の案内やお知らせだけでなく、各種計画や財政状況等を掲載し、町政運営への理解が深まるよう努めています。

また、インターネットを活用した即時性のある情報提供や地上デジタル放送などによる情報提供など、町民への情報提供の手段が広がってきています。

施策の体系



積極的な情報の公開

施策のねらい・内容

開かれた町政の実現と町政の公正な運営、そして協働によるまちづくりを推進していくために、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、積極的に情報を公開していきます。

- ・ 情報の共有化を図り、町民の町政への参加をより一層推進するため、町政に関する情報を積極的に公開します。
- ・ 国や他自治体のまちづくりに関する積極的な情報収集に努め、その情報を提供していきます。
- ・ 町民の情報公開に対する認識を高めるため、情報公開制度の周知を図ります。

施策の概要

広報の充実

- ・ 町民のニーズや社会動向を政策に反映させるため、町政についてのわかりやすい情報提供を心がけます。
- ・ インターネットの即時性、広域性を活用し、町内はもとより、町外に対する情報発信の充実を図るとともに、高齢者や障がい者なども利用しやすい情報提供に努めます。

情報通信技術の活用

- ・ 文字による情報提供に加え、映像による情報提供など、インターネットによる情報提供の充実を図っていきます。また、地上デジタル放送などの新たな手段による情報提供サービスの活用や可能性を検討していきます。
- ・ インターネットの利用については、一般家庭において、まだ利用状況が低いことから、町民が手軽に利用できる情報端末台数の増加などを検討します。

防災行政無線の受信状況の改善

- ・ 個別受信機の受信状況が悪い地域での受信状況の改善や屋外拡声子局の設置を進めます。
- ・ 防災行政無線の内容の充実を図ります。

広域行政の推進

現状と課題

田村市、小野町、三春町の1市2町で構成する田村地方広域行政組合においてごみ処理（一部）、し尿処理、田村地方情報センター維持管理などの共同処理事務を実施しています。また、郡山市、田村市、小野町、三春町の2市2町で構成する郡山地方広域消防組合で消防、救急業務の共同処理事務を実施しています。この他にも県中地域の12市町村で構成する郡山地方広域市町村圏組合などがあり、共同による事業に取り組んでいます。

施策の体系

広域行政の推進

広域行政の推進
国・県との連携強化

施策の概要

広域行政の推進

- ・ これまでの広域行政の取組みの見直しをするとともに、新しい行政課題や地方分権に対応した広域行政の推進を図ります。
- ・ 町単独では対応が困難な課題に対しては、近隣自治体との連携を深め対応を図ります。

国・県との連携強化

- ・ まちづくりの推進のため、国・県からの情報を迅速・的確に把握するとともに、連携を強化していきます。

第5章 地域の特性と資源を活かした活力あるまちづくり

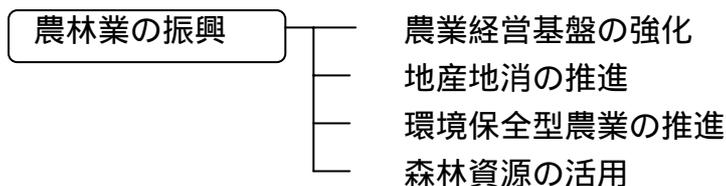
農林業の振興

現状と課題

農林業を取り巻く環境は、高齢化や後継者の減少、農産物価格の低迷等により、危機的な状況が深刻化しています。

こうした中で、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっており、消費者ニーズに対応した農産物の供給が求められています。

施策の体系



主要施策の概要

農業経営基盤の強化

施策のねらい・内容

担い手の高齢化や遊休農地の問題に対応するため、集落営農をさらに推進するとともに、多様な担い手の育成・確保に取り組んでいきます。

- ・ 各地域の実情に応じ、農業経営改善に積極的に取り組む農業者の育成や集落を単位とした営農組織の体制づくりを推進し、多様な担い手の確保を図ります。
- ・ 農用地の集約等による適正な農業経営規模の確保と良好な営農条件を備えた農地を有効活用し、収益性の高い農産物の栽培や農業生産の向上に努め、農業経営の安定を図ります。

地産地消の推進

施策のねらい・内容

消費者の食に対する安全・安心志向の高まりと消費拡大による農業の振興のため、生産者と消費者の相互理解を促進し、地産地消を推進していきます。

- ・ 三春町農業振興方針に基づき、直売所や学校給食での取り組みを中心に地産地消を推進します。
- ・ 地産地消の取り組みのなかで、生産者に対しては消費者ニーズに対応した有機農産物の提供等、消費者に対しては農業・農村に対する理解促進等を推進します。

施策の概要

環境保全型農業の推進

- ・ 家畜排せつ物から良質な堆肥を生産し、環境保全型農業の確立を図ることを目的とした堆肥センターを中心に、資源循環による環境負荷の軽減と一体的に地力の増進を進めます。

森林資源の活用

- ・ 林業関係団体との連携を強化し、森林整備を推進するとともに地元産木材利用のPRを図ります。
- ・ 森林環境学習や森林ボランティア等により森林に対する理解の促進を図ります。

工業の振興

現状と課題

三春町と田村市にまたがる田村西部工業団地への新たな企業進出が停滞しています。分譲促進のために販売価格の値下げや分譲方法の多様化を行うものの企業誘致には結びついていない状況です。

若年層を中心に雇用の場として地元工場の新規立地を望む傾向が高まっており、就労機会の創出のためにも新規雇用を伴う企業立地が望まれます。

施策の体系

工業の振興

積極的な企業誘致
立地企業への支援

主要施策の概要

積極的な企業誘致

施策のねらい・内容

人口減少対策のためにも雇用の場の創出は重要であり、関係機関との連携を図りながら企業誘致を推進します。

- ・ 地元雇用の確保とともに、活力ある地域経済の健全な発展のためにも優良企業の誘致促進は重要な課題であり、諸支援策を講じていきます。
- ・ 誘致企業に対する新たな支援策や制度の拡充等を検討していきます。また、誘致PR等の活動や情報の収集強化に努め、積極的な企業訪問活動を実施していきます。
- ・ 企業立地の優位性を全国にPRできる優遇制度の立上げ等について検討するとともに、県に働きかけていきます。

施策の概要

立地企業への支援

- ・ 立地企業の健全な発展が工業振興を図る上で重要なことから、関係諸機関とともに支援に向けた取組みを進めていきます。

商業の振興

現状と課題

従来通りの事業主による積極的な販売促進活動とともに、商工会等の関係諸団体との連携強化、商店街の一体的な催事開催や新規共同事業の展開等、新たな視点での取組みが望まれます。また、地域に根ざした商店街として、独自の生活空間を形成していく必要があります。

町内消費者を対象とした地についての営業活動を行うとともに、観光客等の関心を引くような対応・対策を講じることも課題となっています。

施策の体系

商業の振興

魅力的な商店街の形成
担い手への支援

主要施策の概要

魅力的な商店街の形成

施策のねらい・内容

地域農業との連携やイベントの開催などにより、町内全域の生活拠点となるよう魅力的な商店街の形成を図ります。

- ・ 地域農業との連携強化を推進するとともに、観光振興と連動した商店街の活性化を図ります。
- ・ 行政主導ではなく、商店主や居住者、関係機関等が主体的にまちづくりに参加し、協働の精神で各々がそれぞれの役割を担っていくという姿勢が確立するよう支援します。
- ・ 地域特性を活かし、オリジナリティを最重要視した各種の取組みについて検討し、実施します。

施策の概要

担い手への支援

- ・ 後継者世代の若手商工業者、女性等によって実施される活性化のための各種取組みへの積極的な支援を行います。
- ・ TMO（三春まちづくり公社）の自主的で効果的な活動を支援します。

観光の振興

現状と課題

町の観光の中心は春の桜シーズンで、滝桜にはたくさんの観光客が訪れます。近年、観光の形態も多様化していることもあって、桜シーズン以外での来訪者や街中への観光客の流入が増加傾向にあります。

観光の経済波及効果は単に施設や商店のみにとどまらず、町の産業全体への広がりが期待されます。観光に対する町民、商工業者等の意識は高まりつつあり、観光振興が一層望まれています。

滝桜のほか三春ダム周辺や中心市街地にも多くの観光資源を有していますが、一時期、一極集中型の観光となっており、十分な“もてなし”ができず、三春の良さも十分にPRできていない状況です。

施策の体系

観光の振興

通年型観光の推進

観光PR活動の推進

主要施策の概要

通年型観光の推進

施策のねらい・内容

町の歴史的、文化的資源を活用し、町の魅力を徐々に知ってもらうような取組みを展開し、通年型、滞在型の観光客を増やし足腰の強い観光産業を推進します。そして、町の幅広い産業の振興、雇用の創出、町の活性化につなげます。

- ・ 滝桜・ダム周辺の整備を進め、滝桜とダム周辺施設との連携を深めるとともに、街中への誘客、街中観光の推進を図ります。
- ・ 観光ボランティアガイド育成等を含め、丁寧な接客、観光案内の充実を図ります。
- ・ エコツアー（４）など新たな観光の動向に注目しつつ、観光情報の共有や各種事業の共同実施等により一層の誘客を図っていきます。

4 エコツアーとは、自然を観察したり体験しながらその仕組みを学んだり、生き物や自然環境を保護する活動に参加したり、昔の貴重な遺跡を知り、それを大切に守ったりする、自然にやさしい旅行や、地球と仲良くする旅行のこと。

施策の概要

観光PR活動の推進

- ・ 観光協会や商工会等との連携を図り、観光スポット情報や観光に関する話題提供など、きめ細かい観光PRを推進します。
- ・ 三春町ならではの特産品やおいしい食べ物などの充実を図るとともに、誘客に結びつくような効果的なPRに努めます。

- ・ 観光関連情報、データの集約、分析を行い、その活用を積極的に行い誘客活動やハード事業・ソフト事業の改善を図っていきます。

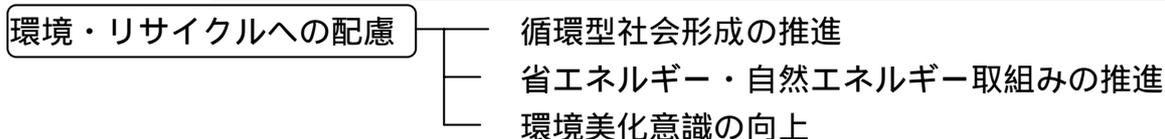
環境・リサイクルへの配慮

現状と課題

自然との共生を一つの視点としてまちづくりを推進してきました。ますます、省エネルギーの取組みや自然エネルギーの活用など、環境に配慮する取組みが重要になっています。

資源ゴミの分別収集などリサイクル事業に取り組んできましたが、ゴミの排出の抑制や一層のリサイクルが求められています。

施策の体系



施策の概要

循環型社会形成の推進

- ・ ごみの発生や排出を抑えるための取組みへの支援や啓発活動をはじめとして、循環型社会形成に向けた取組みを推進します。
- ・ リサイクル率の向上を図るために、生ゴミの資源化や剪定枝処理の基本的な対応方針を定めます。
- ・ 最終処分量の削減と処分場の効率的な運用のため、埋設物の鉄分回収や再破碎により埋立地の延命化を図ります。
- ・ リサイクルの広域的な取組みについて関係市町と協議を進めていきます。

省エネルギー・自然エネルギー取組みの推進

- ・ 限りある資源と良好な環境を将来に引き継ぎ、循環型社会形成の実現のためには、エネルギーの効率的な利用や環境にやさしいエネルギーの利用が不可欠であることから、省エネルギー・自然エネルギーについての普及啓発活動に取り組めます。

環境美化意識の向上

- ・ 地域と一体となり、不法投棄への監視の強化や情報収集に努め、不法投棄行為の未然防止と、不法投棄による廃棄物の早期発見を図ります。
- ・ 町民の環境美化意識の向上を図るとともに、関係者との連携を図り、道路や河川敷などの環境美化に努めます。

歴史・文化の継承

現状と課題

三春町は、田村氏が三春に城を築いてから500年の歴史を誇る城下町です。町内には数々の名所旧跡が残されています。

また、河野広中を始め、多くの民権家を輩出しており、自由民権運動発祥の地として知られています。

このような、歴史的・文化的資源を観光資源として活用し、次世代へ継承していく必要があります。

施策の体系

歴史・文化の継承

歴史的・文化的資源の活用
伝統文化の継承

施策の概要

歴史的・文化的資源の活用

- ・ 寺社、城跡などの歴史的・文化的資源を街並みの形成に活かすとともに観光資源として活用し、地域の活性化を図ります。
- ・ 歴史や文化に対する町民の理解を深める取組みを推進します。

伝統文化の継承

- ・ 地域の伝統文化が次世代へ継承されるための支援を行います。

良好な景観の形成

現状と課題

三春町は、「美しいまちをつくる三春町景観条例」に基づいて美しい歴史公園都市づくりを進めてきました。平成17年には、都市や農山漁村等における美しく風格ある国土の形成などを目的として景観法が施行され、景観行政団体として良好な景観形成に向けた取組むが必要となっています。

施策の体系

良好な景観の形成

景観計画の策定

施策の概要

景観計画の策定

- ・ 三春町が整備してきた実績を踏まえ、地域や町民との合意形成を図りながら地域や地区にふさわし景観計画を策定し、町民と協働で景観整備のより一層の推進を図ります。

土地利用の検討

現状と課題

国土利用計画法第8条第1項に定める「三春町国土利用計画」が未策定であることから、都市地域と農村地域が調和した土地利用を図るための計画づくりが必要とされています。

施策の体系

土地利用の検討

—— 地域で進める総合的な土地利用計画事業

施策の概要

地域で進める総合的な土地利用計画事業

- ・ 三春町全域の土地利用のあり方を町民と協働で策定します。
- ・ 町民との協議の内容を土地利用の三春町国土利用計画や景観計画へ反映させます。

第6章 計画実現のために

1. 三春町民自治基本条例の定着

平成17年10月に施行された三春町民自治基本条例は、町における自治実現の基本となる条例です。また、この条例は、三春町が定める最高規範であり、町が目指す将来像を実現するための仕組みや制度を定めているものと言えます。

したがって、この条例の趣旨が理解され、町民の権利や町民、議会、町の責務などの内容が、まちづくりのさまざまな取組みの中に定着し、協働によるまちづくりを実践していくことが重要となってきます。

また、この条例は、行政運営の基本となる条例ですので、この条例の内容を念頭に置きながら行政運営に努めます。

2. 的確な行政運営

町行政の仕事は、町民の生活に直接かかわるものです。町民一人ひとりの意見、提案等を大切にし、町民の目線に立った行政運営に努めます。

町の重点施策、主要な施策については、財源を優先的に配分するなど、実行性の確保に努めるとともに計画的な行政運営を推進します。また、課等が横断的に連携し、効率的で効果の高い行政運営を図ります。

事務事業の評価を行ってその結果を公表し、町民との情報共有に努め、わかりやすい行政運営を図ります。

3. 行財政改革の推進

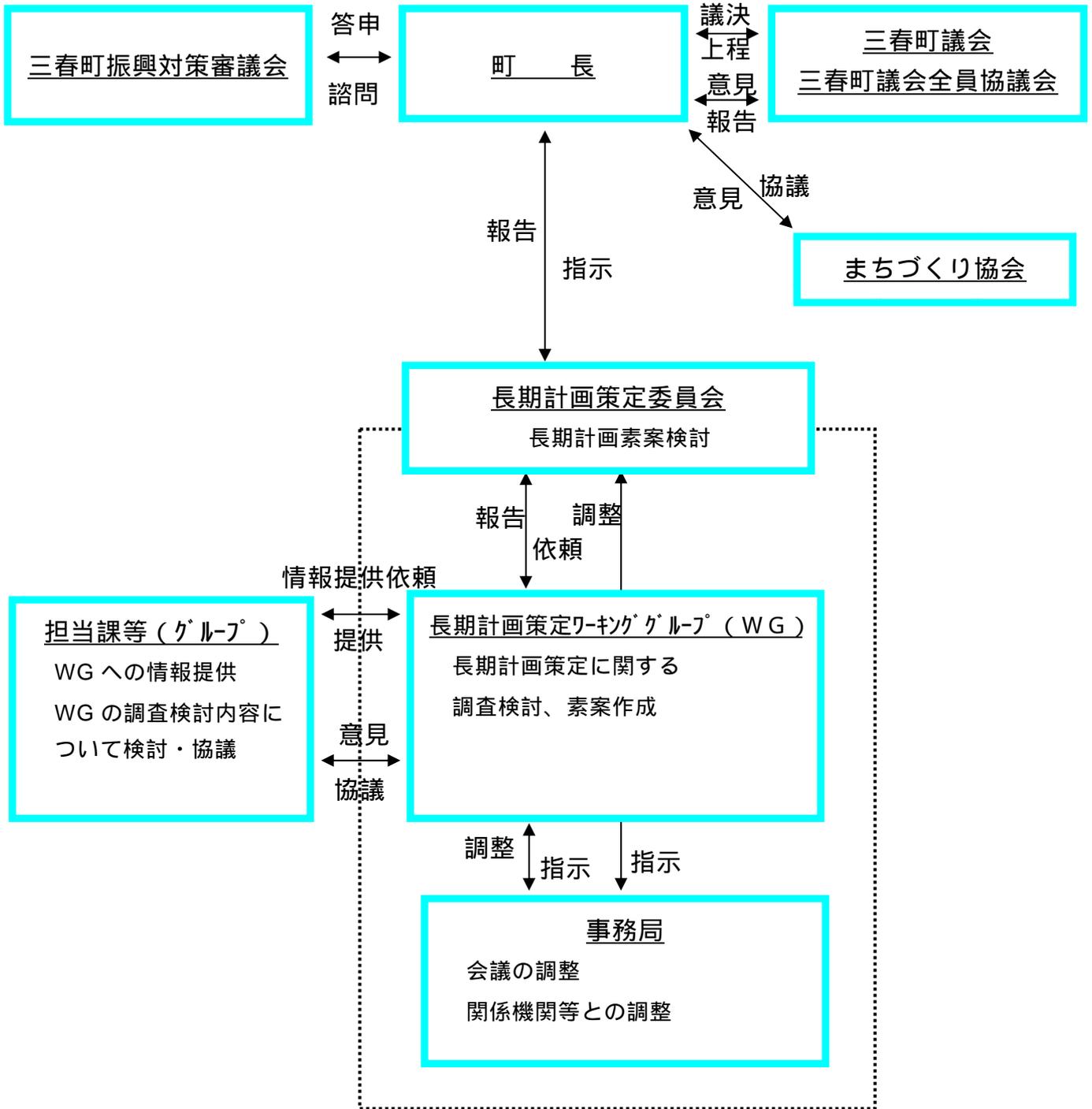
地方自治体を取り巻く厳しい状況や多様な町民ニーズに対応した行政サービスを展開していくために、時代の流れに沿った行財政改革を町民とともに推進し、「経営する」という考え方に立った行政運営を図ります。

サービスの質の維持に努めながら、事務事業の見直しを進め、指定管理者制度の導入など一層の経費の削減、合理化、効率化を図ります。また、窓口業務の充実や情報通信技術の活用を進め、町民の利便性の向上を図ります。さらに、町の財源の確保を図るとともに町有財産の有効活用に努め、ムダのない行政運営を図ります。

これからは、地域における政策形成能力が決め手になる時代となり、情報収集能力や課題発見能力が求められます。そのため、職員の能力を最大限に発揮させるための人づくりが重要となることから、今まで以上に人材育成に向けた人事管理制度に取り組み、行政組織の体質強化と能率的な組織運営を推進します。

~ 資料編 ~

第 6 次三春町長期計画策定体制



第6次三春町長期計画策定委員会委員

| | 氏名 | 役職(所属は平成17年度) |
|------|-------|---------------|
| 委員長 | 橋本 健夫 | 助 役 |
| 副委員長 | 橋本 弘 | 教育長 |
| 委員 | 遠藤 誠作 | 行財政改革室長 |
| 委員 | 宗像 正英 | 住民税務課長 |
| 委員 | 村上 正義 | 保健福祉課長 |
| 委員 | 影山 常光 | 産業建設課長 |
| 委員 | 織田 芳子 | 会計室長 |
| 委員 | 松本 正幸 | 企業局長 |
| 委員 | 湯峰 初夫 | 教育課長 |
| 委員 | 原 毅 | 生涯学習課長 |
| 委員 | 田中 金弥 | 議会事務局長 |

第6次三春町長期計画策定ワーキンググループ委員

| | | |
|--------|------|--------|
| アドバイザー | 鈴木 浩 | 福島大学教授 |
|--------|------|--------|

| | 氏名 | 備 考(所属は平成17年度) |
|------|--------|----------------|
| 委員長 | 佐久間 保一 | 三春まちづくり協会推薦 |
| 副委員長 | 工藤 浩之 | 住民税務課 |
| 委員 | 渡辺 盛雄 | 沢石まちづくり協会推薦 |
| 委員 | 渡邊 善衛 | 要田まちづくり協会推薦 |
| 委員 | 飯 利一 | 御木沢地区まちづくり協会推薦 |
| 委員 | 橋本 善勝 | 岩江まちづくり協会推薦 |
| 委員 | 千葉 初吉 | 中妻まちづくり協会推薦 |
| 委員 | 村上 輝男 | 中郷まちづくり協会推薦 |
| 委員 | 佐藤 恵美子 | 公募(三春) |
| 委員 | 小林 鶴夫 | 公募(岩江) |
| 委員 | 新野 徳秋 | 行財政改革室 |
| 委員 | 志賀 清昭 | 総務課 |
| 委員 | 佐久間 孝夫 | 保健福祉課 |
| 委員 | 山口 元広 | 産業建設課 |
| 委員 | 永山 晋 | 産業建設課 |
| 委員 | 新野 恭朗 | 産業建設課 |
| 委員 | 渡辺 正朝 | 産業建設課 |
| 委員 | 増子 伸一 | 企業局 |
| 委員 | 遠藤 晃 | 教育課 |
| 委員 | 遠藤 弘子 | 生涯学習課 |
| 委員 | 国分 美香子 | 議会事務局 |

事務局

| | 氏名 | 役職 |
|------|---------------|------|
| 事務局長 | 橋本 国春 | 総務課長 |
| 事務局員 | 総務課企画情報グループ職員 | |

第6次三春町長期計画策定経過

1. 全体の経過

平成17年

- 2月25日 庁内連絡会議へ資料提出：策定方針（案）について
- 3月18日 三春町議会全員協議会への報告：策定方針（案）について
- 5月18日 策定方針決定
- 5月20日 策定委員会設置
- 5月20日 三春町議会全員協議会への報告：策定方針等について
- 6月 1日～ ワーキンググループ町民委員公募開始（公募による町民委員2名）
- 6月 3日～ ワーキンググループ職員委員募集開始（職員委員12名）
20日
- 6月10日 ワーキンググループ町民委員の推薦について各まちづくり協会に依頼（推薦による町民委員7名）
- 6月23日 三春町振興対策審議会への報告：策定方針等について
- 7月 8日 第1回策定委員会開催
 - ・第5次三春町長期計画の検証等について
 - ・第6次三春町長期計画策定の進め方について
- 7月12日 第1回ワーキンググループ会議開催
- 7月15日 福島大学鈴木教授へアドバイザーを依頼
- 7月21日 三春町議会全員協議会への報告：策定委員会委員・ワーキンググループ委員、第5次三春町長期計画主要プロジェクトの検証、分野別計画等について
- 10月21日～
- 11月 2日 まちづくり懇談会等で長期計画策定について説明
 - ・10月21日 要田まちづくり協会
 - ・10月22日 岩江まちづくり協会
 - ・10月23日 御木沢地区まちづくり協会
 - ・10月25日 中妻まちづくり協会
 - ・10月28日 中郷まちづくり協会
 - ・10月31日 沢石まちづくり協会
 - ・11月 2日 三春まちづくり協会
- 11月 7日 平成17年度定期監査において長期計画策定について説明
- 12月 9日 第2回策定委員会開催
 - ・ワーキンググループ会議の開催状況について
 - ・ワーキンググループ会議での検討の内容の報告
 - ・基本計画検討のための資料作成について協議

平成18年

1月 5日～

11日 長期計画の基本計画策定に係る各課へのヒアリングを実施

1月19日 三春町議会全員協議会への報告：長期計画に関するまちづくり懇談会開催について

1月17日

～2月7日 長期計画に関するまちづくり懇談会を各地区で開催

- ・1月17日 中妻まちづくり協会
- ・1月22日 御木沢地区まちづくり協会
- ・1月28日 要田まちづくり協会
- ・1月29日 中郷まちづくり協会
- ・1月31日 沢石まちづくり協会
- ・2月 5日 岩江まちづくり協会
- ・2月 7日 三春まちづくり協会

1月24日 区長会研修で長期計画について説明

2月23日 三春町振興対策審議会への報告：第5次三春町長期計画主要プロジェクトの検証、第6次三春町長期計画の策定状況等について

3月20日 商工会との意見交換会の開催

3月24日 農業委員会との意見交換会の開催

三春町議会全員協議会への報告

4月 7日 消防団との意見交換会の開催

4月21日 三春町議会全員協議会との協議：第6次三春町長期計画（案）について

4月25日 教育委員会との意見交換会の開催

5月18日 三春町議会全員協議会との再協議

5月24日 第11回ワーキンググループ会議開催

5月26日 第3回策定委員会開催

5月26日 三春町振興対策審議会の開催（答申）

6月20日 三春町議会

「第6次三春町長期計画基本構想を定めることについて」の議決

2. ワーキンググループ会議での検討内容

第1回 ワーキンググループ会議

○日時：平成17年7月12日（火）午後1時30分～3時30分

(1) 委嘱状交付

(2) ワーキンググループ委員長、副委員長の選出について

委員長 佐久間保一（三春） 副委員長 工藤浩之（住民税務課）

(3) 第5次三春町長期計画の概要等について

事務局から「第5次三春町長期計画」及び「第5次三春町長期計画主要プロジェクト検証表」により、現在の長期計画及びその実績等について説明

- (4) 第6次三春町長期計画策定の進め方について
事務局から「第6次三春町長期計画策定方針」及び「新長期計画策定の役割及びスケジュール(案)」により、計画の構成、目標達成年度及びスケジュール案について説明

第2回 ワーキンググループ会議

○日時：平成17年8月2日(火)午後1時30分～3時30分

- (1) 第5次三春町長期計画の策定について
第5次三春町長期計画の策定経緯について説明
- (2) 三春町の課題等について(グループ討議)
3グループに分かれて、三春町の課題等について意見交換

第3回 ワーキンググループ会議

○日時：平成17年8月23日(火)午後6時～8時

- (1) 前回会議の内容について
事務局から前回のグループ討議の内容を報告
- (2) 三春町の財政状況と人口推移について
事務局から人口推移について、行財政改革室から財政状況について説明し、それについて意見交換
- (3) 自主自立のまちづくりと行政運営について(グループ討議)
3グループに分かれて意見交換

第4回 ワーキンググループ会議

○日時：平成17年9月20日(火)午後3時～5時

- (1) 前回会議の内容について
事務局から前回のグループ討議の内容を報告
- (2) 長期計画の構成について(グループ討議)
基本理念、将来目標、計画の方向について3グループに分かれて意見交換

第5回 ワーキンググループ会議

○日時：平成17年10月11日(火)午後3時～5時

- (1) 前回会議の内容について
事務局から前回のグループ討議の内容を報告
- (2) 長期計画の基本理念、まちづくりの目標、想定している施策(キーワード)について(グループ討議)
3グループに分かれて、基本理念、まちづくりの目標について意見交換

第6回 ワーキンググループ会議

○日時：平成17年11月8日(火)午後3時～5時10分

- (1) 前回会議の内容について
事務局から前回のグループ討議の内容を報告
- (2) 各まちづくり懇談会等での長期計画に関する意見・要望等の内容について
事務局から資料に沿って説明し、それについて意見交換
- (3) まちづくりの目標の内容等について(グループ討議)
3グループに分かれて、まちづくりの目標について意見交換

第7回 ワーキンググループ会議

○日時：平成17年12月6日（火）午後1時45分～5時

- (1) 前回会議の内容について
事務局から前回のグループ討議の内容を報告
- (2) 長期計画の基本構想について（全体）
資料に沿って、長期計画の基本構想の内容について意見交換

第8回 ワーキンググループ会議

○日時：平成17年12月27日（火）午後1時30分～4時

- (1) 長期計画について
アドバイザー福島大学教鈴木浩教授の講演
「参加と協働による地域再生をめざして」
- (2) 意見交換
鈴木教授の講演内容を中心に意見交換
- (3) 長期計画基本構想について
事務局から前回会議及び策定委員会の意見により修正した「長期計画イメージ」の主な修正箇所について説明

第9回 ワーキンググループ会議

○日時：平成18年 2月14日（火）午後1時30分～3時30分

- (1) 長期計画に関するまちづくり懇談会について
事務局から「長期計画に関するまちづくり懇談会」における主な意見等について説明し、それについて意見交換
- (2) 基本計画について
まちづくりの目標ごとの施策について
第1章「だれもが暮らしやすいまちづくり」について意見交換

第10回 ワーキンググループ会議

○日時：平成18年 2月28日（火）午後1時30分～3時30分

- (1) 基本計画について
まちづくりの目標ごとの施策について
第2章の「夢をもち豊かな心が育つまちづくり」から第6章の「計画実現のために」について、それぞれの章ごとに意見交換

第11回 ワーキンググループ会議

○日時：平成18年 5月24日（水）午前10時～午前11時45分

- (1) 第6次三春町長期計画（案）について
前回からの変更点及び経過について事務局より説明
- (2) アドバイザー福島大学鈴木浩教授の講話
「長期計画の策定に当たって」
- (3) 意見交換
鈴木教授の講話内容を中心に意見交換

財政計画試算(シミュレーション)

<歳入>

(単位:千円)

| 年度 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 町 税 | 1,676,670 | 1,657,251 | 1,613,615 | 1,702,605 | 1,689,778 | 1,603,942 | 1,566,854 | 1,575,580 | 1,546,267 | 1,561,419 | 1,566,965 | 1,547,828 | 1,559,839 | 1,565,450 | 1,546,386 |
| 譲与税・交付金等 | 481,838 | 395,896 | 424,680 | 494,406 | 510,713 | 568,812 | 506,678 | 505,369 | 504,058 | 502,705 | 500,692 | 498,677 | 495,492 | 494,625 | 492,605 |
| 地方交付税 | 2,627,619 | 2,534,726 | 2,308,998 | 2,118,009 | 2,253,595 | 2,051,000 | 2,138,804 | 2,049,487 | 1,965,477 | 1,914,824 | 1,796,418 | 1,746,118 | 1,739,134 | 1,702,612 | 1,663,452 |
| 分担金及び負担金 | 167,675 | 176,919 | 175,245 | 168,294 | 165,466 | 166,971 | 163,632 | 160,359 | 157,152 | 154,009 | 150,929 | 147,910 | 144,952 | 142,053 | 139,212 |
| 使用料及び手数料 | 220,278 | 231,289 | 233,193 | 226,947 | 242,773 | 247,295 | 242,349 | 237,502 | 232,752 | 228,097 | 223,535 | 219,064 | 214,683 | 210,389 | 206,182 |
| 国 県 支 出 金 | 737,133 | 639,087 | 577,885 | 654,257 | 470,514 | 411,893 | 362,693 | 360,706 | 356,265 | 356,542 | 355,054 | 354,840 | 354,420 | 354,480 | 355,081 |
| 繰 入 金 | 25,877 | 155,330 | 176,740 | 800,260 | 141,912 | 199,505 | 62,000 | 62,000 | 122,000 | 112,000 | 192,000 | 192,000 | 92,000 | 72,000 | 82,000 |
| 繰 越 金 | 148,796 | 149,561 | 119,971 | 106,986 | 144,621 | 101,202 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 |
| その他の収入 | 194,510 | 224,858 | 146,642 | 234,044 | 240,809 | 156,282 | 104,143 | 121,561 | 132,736 | 139,772 | 136,521 | 138,378 | 133,522 | 138,678 | 129,544 |
| 町 債 | 1,591,500 | 1,664,800 | 717,700 | 717,700 | 399,400 | 308,900 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 |
| 歳 入 合 計 | 7,871,896 | 7,829,717 | 6,494,669 | 7,223,508 | 6,259,581 | 5,815,802 | 5,697,153 | 5,622,564 | 5,566,706 | 5,519,368 | 5,472,114 | 5,394,815 | 5,284,042 | 5,230,287 | 5,164,461 |

譲与税・交付金には地方譲与税利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金が含まれる。

その他の収入には財産収入、寄附金、諸収入が含まれる。

<歳出>

(単位:千円)

| 年度 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 人 件 費 | 1,499,087 | 1,473,659 | 1,448,664 | 1,364,312 | 1,330,325 | 1,344,230 | 1,326,918 | 1,275,254 | 1,253,168 | 1,238,444 | 1,238,444 | 1,230,952 | 1,179,418 | 1,149,970 | 1,142,608 |
| 扶 助 費 | 290,570 | 298,288 | 366,824 | 394,619 | 399,949 | 438,135 | 446,898 | 455,836 | 464,953 | 474,252 | 483,737 | 493,412 | 503,280 | 513,346 | 523,613 |
| 公 債 費 | 1,814,945 | 1,277,196 | 1,400,397 | 1,431,180 | 1,278,014 | 1,220,507 | 1,208,627 | 1,196,124 | 1,181,810 | 1,169,134 | 1,132,225 | 1,073,232 | 1,023,258 | 1,004,928 | 955,640 |
| 物 件 費 | 933,276 | 946,172 | 954,799 | 882,000 | 884,185 | 910,024 | 873,623 | 838,678 | 805,131 | 772,926 | 742,009 | 712,329 | 683,836 | 656,483 | 630,224 |
| 維持補修費 | 100,379 | 79,187 | 68,900 | 78,964 | 62,650 | 61,927 | 63,166 | 64,429 | 65,718 | 67,032 | 68,373 | 69,740 | 71,135 | 72,558 | 74,009 |
| 補 助 費 等 | 818,529 | 825,576 | 791,920 | 754,842 | 915,171 | 862,867 | 797,329 | 795,877 | 774,697 | 774,155 | 774,039 | 766,881 | 759,559 | 754,082 | 743,950 |
| 繰 出 金 | 350,889 | 380,333 | 372,852 | 419,565 | 495,382 | 462,473 | 471,722 | 481,156 | 490,779 | 500,595 | 510,607 | 520,819 | 531,235 | 541,860 | 552,697 |
| 積 立 金 | 5,934 | 12,636 | 3,630 | 3,982 | 7,473 | 6,020 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 投資・出資金・貸付金 | 101,311 | 171,976 | 217,401 | 150,662 | 193,042 | 179,124 | 158,870 | 165,210 | 180,450 | 172,830 | 172,680 | 177,450 | 182,320 | 187,060 | 191,720 |
| 投資的経費 | 1,708,297 | 2,125,783 | 659,392 | 1,452,332 | 486,004 | 280,495 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 300,000 |
| 歳 出 合 計 | 7,623,217 | 7,590,806 | 6,284,779 | 6,932,458 | 6,052,195 | 5,765,802 | 5,647,153 | 5,572,564 | 5,516,706 | 5,469,368 | 5,422,114 | 5,344,815 | 5,234,041 | 5,180,287 | 5,114,461 |

| 年度 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入 | 7,871,896 | 7,829,717 | 6,494,669 | 7,223,508 | 6,259,581 | 5,815,802 | 5,697,153 | 5,622,564 | 5,566,706 | 5,519,368 | 5,472,114 | 5,394,815 | 5,284,042 | 5,230,287 | 5,164,461 |
| 歳出 | 7,623,217 | 7,590,806 | 6,284,779 | 6,932,458 | 6,052,195 | 5,765,802 | 5,647,153 | 5,572,564 | 5,516,706 | 5,469,368 | 5,422,114 | 5,344,815 | 5,234,041 | 5,180,287 | 5,114,461 |
| 差額 | 248,679 | 238,911 | 209,890 | 291,050 | 207,386 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 |

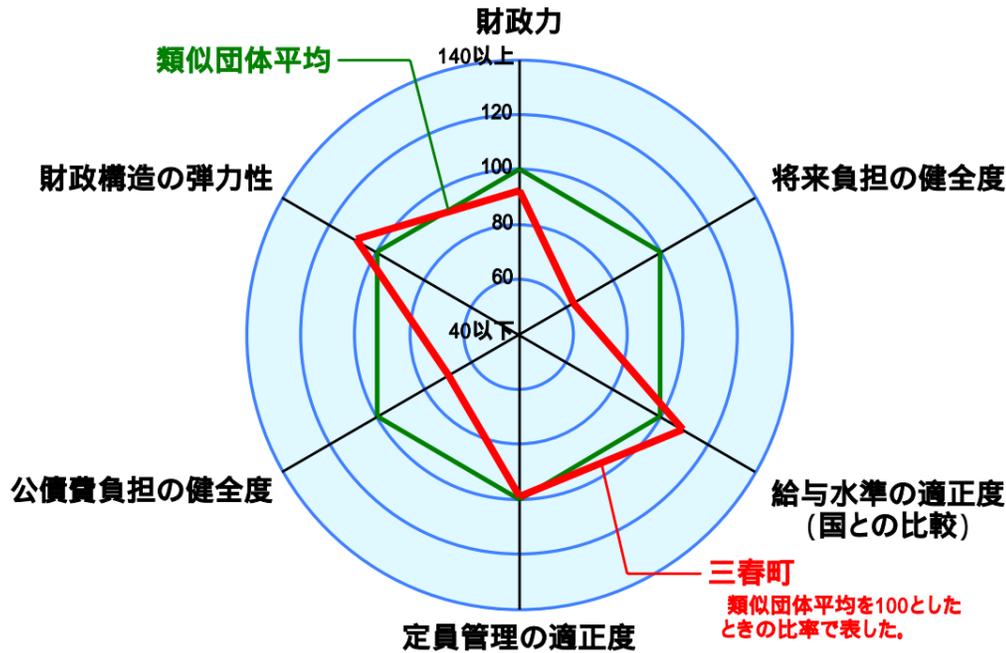
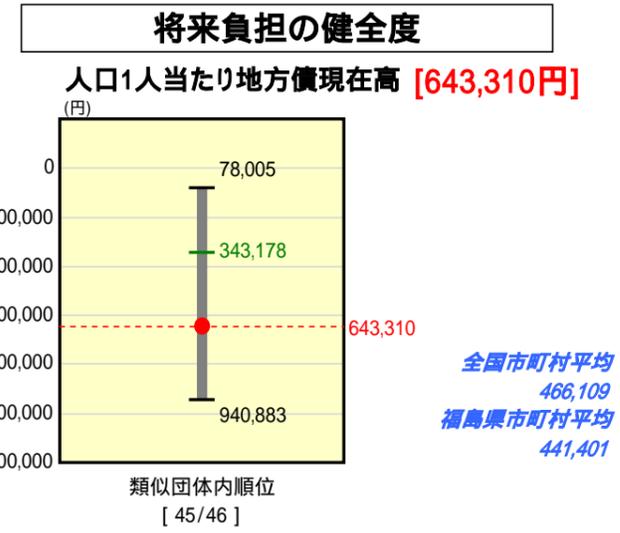
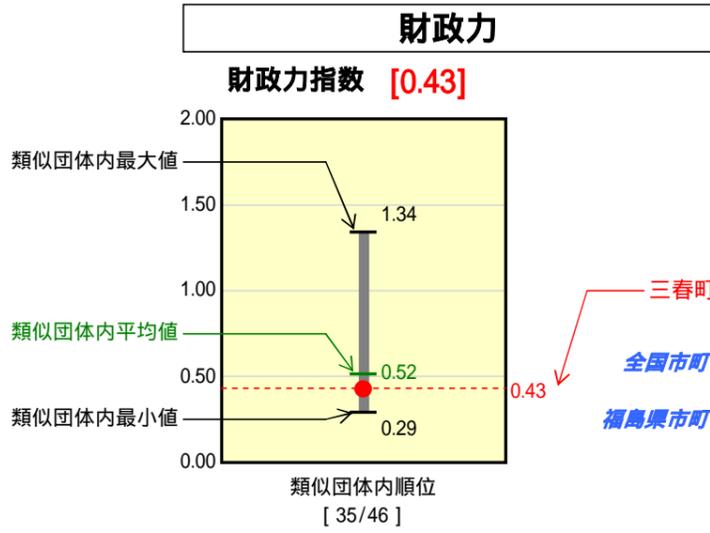
<町債残高>

| 年度 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 普通会計 | 12,831,767 | 13,575,571 | 13,222,785 | 12,823,091 | 12,225,801 | 11,605,464 | 11,142,381 | 10,680,130 | 10,222,356 | 9,768,094 | 9,341,524 | 8,966,983 | 8,636,488 | 8,318,291 | 8,044,540 |
| 企業会計(上水) | 3,333,740 | 3,145,840 | 2,989,870 | 2,873,280 | 2,752,990 | 2,628,820 | 2,500,570 | 2,368,050 | 2,231,050 | 2,092,070 | 1,948,360 | 1,801,280 | 1,649,120 | 1,493,140 | 1,336,050 |
| 企業会計(下水) | 4,016,350 | 3,891,717 | 3,744,549 | 3,605,550 | 3,442,090 | 3,270,060 | 3,105,540 | 2,946,930 | 2,782,010 | 2,644,740 | 2,505,570 | 2,362,840 | 2,216,520 | 2,066,500 | 1,912,720 |
| 合計 | 20,181,857 | 20,613,128 | 19,957,204 | 19,301,921 | 18,420,881 | 17,504,344 | 16,748,491 | 15,995,110 | 15,235,416 | 14,504,904 | 13,795,454 | 13,131,103 | 12,502,128 | 11,877,931 | 11,293,310 |

市町村財政比較分析表(平成16年度決算)

福島県 三春町

| | |
|------|-----------------------|
| 人口 | 19,933人(H17.3.31現在) |
| 面積 | 72.76 km ² |
| 歳入総額 | 7,223,511千円 |
| 歳出総額 | 6,932,458千円 |
| 実質収支 | 291,053千円 |



類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を88のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。

分析欄

財政力指数 :ここ3年間で僅かに伸びを見せている。(H14 0.40、H15 0.42、H16 0.43) 町税は9年度に16億円台に到達して以来横這いを続けており、税徴収率も98～99%と高い値を維持していることから、今後も大きな伸びは期待できない。町有財産の売却処分や使用料・手数料の見直しを進め、新たな自主財源の確保に取り組む。

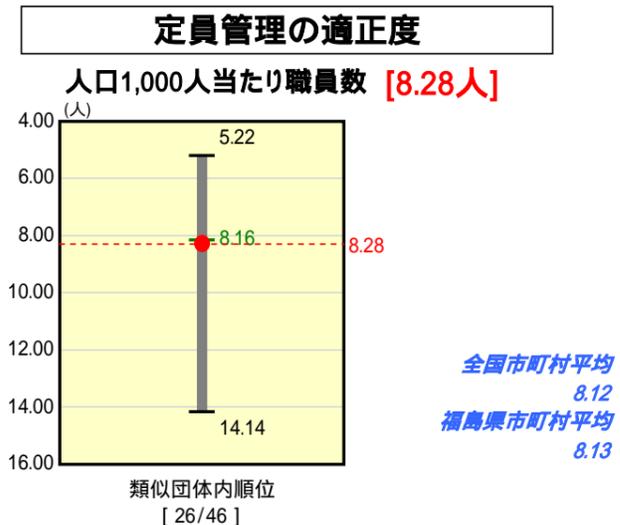
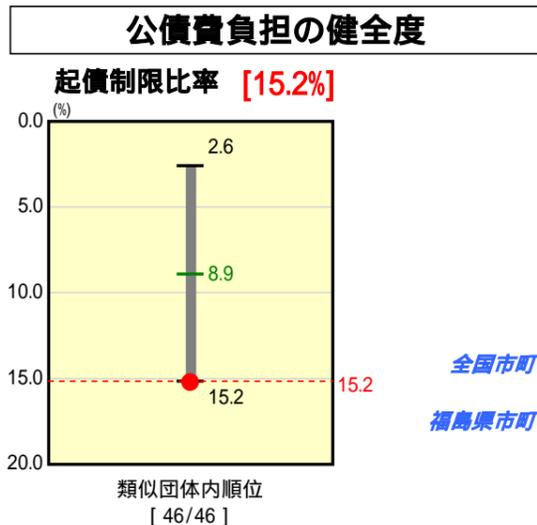
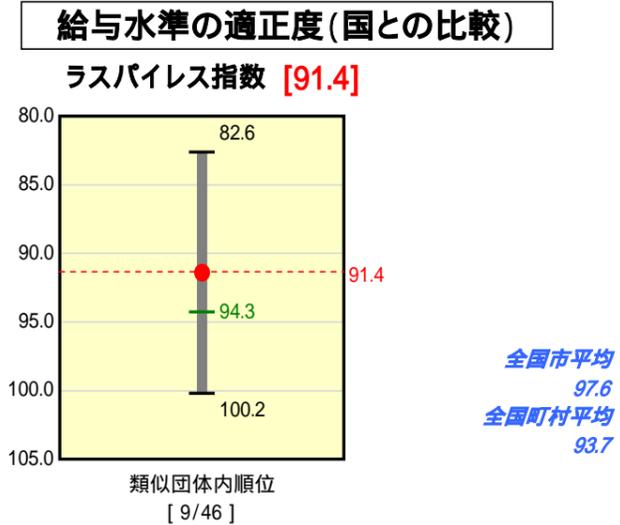
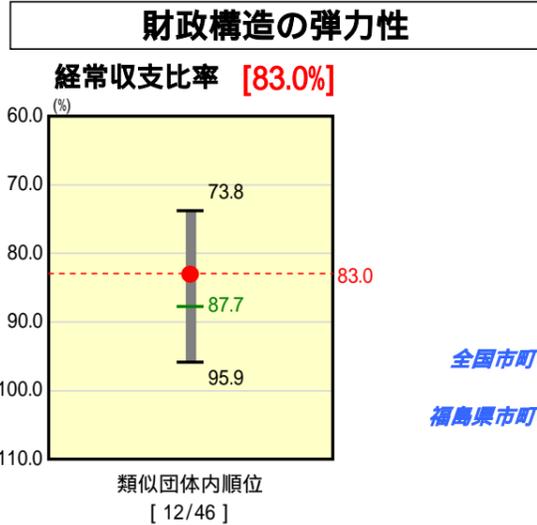
経常収支比率 :類似団体内平均、県内市町村平均をいずれも下回っている。特に、人件費は後述のラスパイレズ指数の分析にもあるように、10年度からの行財政改革のさまざまな取り組みの結果減少している。(H15 1,448,664千円 H16 1,364,312千円)しかしながら、公債費や物件費の比率は依然高いことから、三春町集中改革プランに基づく取り組みを通して今後とも義務的経費の削減に努める。

起債制限比率 :4年度から14年度にかけて学校建設、道路・農村整備、公共施設建設、中心市街地活性化事業などの公共投資を集中的に行った結果、起債制限比率は6年度から徐々に上昇し、現在、類似団体の中で最下位15.2%となっている。このため、15年度から新規地方債の発行を抑制してきた結果、比率の上昇は緩やかになり、20年度にピークを迎えたあと低下に転じる見込である。今後も引き続き新規地方債発行の抑制に努めてゆく。

人口1人あたりの地方債現在高 :類似団体平均を大きく上回っている。また、県内の町村の中では最も地方債現在高が大きい。前述のとおり4年度から14年度の集中的な公共投資の結果、地方債現在高が急増したが、15年度から新規地方債の発行を抑制し、16年度策定の三春町財政構造改革プログラムにより経常経費削減と繰上償還による地方債残高の圧縮に取り組んでいる。(H16～H18の3年間で約4億3,800万円の経常経費削減)

ラスパイレズ指数 :退職時昇給の廃止、55歳昇給停止の導入、特殊勤務手当の全廃、寒冷地手当の支給停止、特別職の報酬10%カットなどをすでに実施し、ラスパイレズ指数は91.4と類似団体平均、全国町村平均を下回っている。さらに17年度からは一般職の本俸4～5%カットも実施し、財政状況を踏まえた適正な水準の維持に努める。

人口1,000人当り職員数 :10年末に196人であった職員数は事務事業の見直し、組織機構の簡素・合理化、民間委託、IT化等の推進により15年度末では165人となり5年間で31人(15.8%)を削減した。指数は類似団体内平均値、全国、県内平均とほぼ同じ水準となっている。さらに、16年度に策定した三春町第2次行財政改革大綱及び三春町集中改革プランに基づき今後10年間の削減目標を30人(16.7%)とする定員管理に取組む。



三春町の分野別計画等

| No | 計画の名称 | 策定者 | 策定年度 | 計画期間(目標年度) | 担当課等 | 概略 |
|----|--|----------------------|--------------------|---|--------|---|
| 1 | 三春町財政健全化計画(平成16年度) | 三春町 | 平成9年度 16年度ローリング | | 行財政改革室 | ここ十数年にわたり多様化する行政需要に的確に対応するため、長期的な観点から地方債を発行し、さまざまな事業を実施してきた。一般財源に占める公債費は年々増加し、財政悪化の大きな要因となっている。このため、税金や使用料の収入確保などの歳入の増加と経常経費の削減など歳出の抑制を図ることを目的として策定。 |
| 2 | 三春町財政構造改革プログラム | 三春町 | 平成16年12月 | 平成16年度 ～平成18年度 | 行財政改革室 | 厳しい財政状況が続く中、自主自立のまちづくりを行うべく、将来の財政運営に資するため、歳出規模を縮小し財政運営の構造改革を進め、経費の削減により捻出した財源により町債の繰上償還を行うことを目的として、財政構造改革を行う。 |
| 3 | 三春町公共下水道基本計画 | 三春町 | 平成4年3月 | ～平成24年度 | 企業局 | 平成24年度を目標年度とし、計画区域面積は、三春市街地、八島台、桜ヶ丘、駅周辺の295ha。また計画処理人口は、13,100人。下水の排除方式は、雨水を入れない分流式。 |
| 4 | 三春町水道事業第4次拡張計画 | 三春町 | 許可年月日 平成10年3月 | 平成10年 ～平成18年 | 企業局 | 平成18年度を目標年次として、主な事業は滝地区拡張事業。計画給水区域39.21㎡、計画給水人口18,770人、計画1人1日最大給水量599L、計画1日最大給水量11,240㎡。 |
| 5 | 北部地域整備計画 | 北部地域まちづくり 協会連絡協議会 | 平成9年3月 | 平成9年度～ (概ね10年) | 産業建設課 | 沢石、御木沢及び要田地区の北部地域を生活しやすい地域とするため、21世紀に向けて地域づくりの目標を明確にするとともに、地区民の生活の向上、新しい田園生活の創造のために策定。 |
| 6 | 三春町都市計画マスタープラン | 三春町 | 平成17年3月 | 平成17年度～ (概ね20年) | 産業建設課 | 三春町の自然・歴史・文化を生かすことを基本的な考え方とし、「豊かな自然環境と歴史に抱かれ、すべての世代の人々がいきいきと暮らし、文化が香り、夢をつないでいくまち」を将来目標としている。 |
| 7 | 三春町市街地整備基本計画 | 三春町 | 平成元年3月 | 平成元年度 ～平成22年 | 産業建設課 | 三春ダムや磐越自動車道整備事業等の大規模プロジェクトが着々と進行し、広域的機能分担の位置づけが一変しようとしている状況に的確に対応し、三春らしい都市的魅力と都市機能を十分に発揮するため、策定した計画である。市街地整備基本計画では、都市像として3つの目標と5つの主要テーマのもと、市街地整備のポイントを設定している。 |
| 8 | 三春町中心市街地活性化基本計画 | 三春町 | 平成11年3月 | 平成11年度～ | 産業建設課 | これまで進めてきた中心市街地への様々な取り組みを活かしながら、さらに時代の変化に対応し、これからの中心市街地での“ハードとソフトの連携したまちづくり”に向けた集中的な取り組みを支える新たな計画として策定。 |
| 9 | 三春町公共賃貸住宅総合再生計画 | 三春町 | 平成8年3月 | ～平成27年度 | 産業建設課 | 三春町に在する町営住宅等の今後の管理・活用方針及び計画を定めるとともに、建替対象団地については、建替基本計画を定めたものである。この中では町営住宅7団地が建替え対象となっている。 |
| 10 | 三春町住宅マスタープラン | 三春町 | 平成12年3月 | | 産業建設課 | 地域住宅計画、三春町市街地整備基本計画、うるおい・緑・景観まちづくり整備計画などさまざまな住宅施策を展開してきた。この間、高齢化社会など社会状況の変化や住宅施策体系も大きく変化してきた。このような変化を捉えながら、今後の住宅施策の基本方針、地域特性及び住居者特性に応じた具体的な施策展開の方針等について調査、検討を行い、プランとしてまとめた。 |
| 11 | 三春農業振興地域整備計画(土地利用再編型計画) | 三春町 | 平成8年8月 | | 産業建設課 | 今後も農業が本町の基幹産業として発展していくために必要な施策の展開と農村地域における生活環境の改善を計画的に推進するとともに、農業・農村がもつ他面的な機能を活かした地域活性化のための条件整備について地形的特性や地域住民の意向などを考慮しながら総合的に実施し、活力ある農業・農村の創造を努めることを振興の方向とする。 |
| 12 | 三春町農業振興方針 | 三春町 | 平成10年10月 | | 産業建設課 | 地域農業の基幹作物は、市場原理の導入など政策の変革により斜陽化するとともに、多くの農家が兼業化へと移行している。一方では、プロ意識をもった農業経営者の台頭、恵まれた地利的条件等を活かしたバリエーション豊かな農業の展開が可能である。農業・農村における振興方針を示し、豊かで魅力ある農村、元気のある農業の展開を目指す。 |
| 13 | 三春町森林整備計画 | 三春町 | 平成17年4月 | 平成17年度 ～平成26年度 | 産業建設課 | 森林の有する多面的機能の高度発揮を図る観点から、重視すべき機能に応じた森林施策の実施により、立地条件に応じた多様な森林資源の整備を図るとともに、効率的な森林施行や森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設の整備等を計画的に推進する。 |
| 14 | 三春町地域水田農業ビジョン | 三春町地域水田農業 推進協議会 | 平成16年4月 | 平成17年度 ～平成22年度 (中期目標19年度) | 産業建設課 | 農業を地域において持続するため、市場原理に左右されない、食の安全・安心・美味しいを基本とした、「地産地消」を推進し、地域の活性化が図れるよう努力する必要がある。地域での水田農業のあるべき将来像を示した三春地域水田農業ビジョンを策定。 |
| 15 | 三春町田園環境整備マスタープラン | 三春町 | 平成15年3月 | | 産業建設課 | 第5次長期計画との整合性を図り、農業・農村の有する多面的な機能が十分に発揮される新しい時代の田園空間の創出を環境保全を目標とし、基本方針、4つのゾーンを設定。 |
| 16 | 三春町酪農・肉用牛生産近代化計画 | 三春町 | 平成9年1月 | 平成8年度 ～平成17年度 | 産業建設課 | 平成3年からの牛肉自由化など酪農・肉用牛生産をめぐる情勢の変化に対応するため、生産コストを低減して経営体質の強化・清算性の向上に努め、生乳・牛肉の高品質化を推進して酪農・肉用牛生産の安定的経営及び健全な発展を図るために策定。 |
| 17 | 高齢者いきいきプランⅢ ・第3次三春町高齢者保健福祉計画 ・第3期三春町介護保険事業計画 | 三春町 | 平成18年3月 | 平成18年度 ～平成20年度 (介護保険事業計画 は、3年ごとに見直し) | 保健福祉課 | 国において平成9年12月に制定された介護保険法及び平成18年4月施行の制度改正をもとに、三春町障害者福祉計画及び三春町保健計画との整合性を図りながら策定。 |
| 18 | 健康みはる21 「健康日本21」三春町計画 | 三春町 | 平成16年3月 | 平成16年度 ～平成22年度 | 保健福祉課 | 一次予防を重視する「21世紀における国民健康づくり運動」が平成12年からスタートした。町民ひとり一人が実践する健康づくり運動を基本に、家庭、学校、職域、地域などが一体となって町民参加の健康づくり運動を展開するため策定。 |
| 19 | 三春町地域福祉計画 | 三春町 | 平成17年度策定 | 平成18年度 ～平成22年度 | 保健福祉課 | 地域福祉推進の主体である町民等の参加を得て地域の要支援者の生活課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする。 |
| 20 | 三春町障害者福祉計画 | 三春町 | 平成18年度策定 予定 | | 保健福祉課 | 障害者のための施策を総合的、かつ、計画的に推進するための「障害者基本法」が施行されたことを受け、様々な課題に対応するため障害者福祉計画を策定。 |
| 21 | 三春町一般廃棄物処理基本計画書 | 三春町 | 平成5年11月 | 平成6年度 ～平成20年度 | 住民税務課 | 住宅団地、工業団地の建設や、生活様式の多様化に伴うごみ質の悪化とごみ量が増加していることなど、環境変化が著しく進んでいる。一般廃棄物を適正に処理することによって地域住民の利便で快適な環境の向上を図るため、生活廃水も含めて一般廃棄物処理基本計画を策定。 |
| 22 | 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 | 田村地方ごみ処理広 域化推進協議会 | 平成12年8月 | 平成13年度 ～30年度(18年間) | 住民税務課 | 平成11年に策定された福島県ごみ処理広域化計画を踏まえ、田村市・三春町・小野町の一般廃棄物の処理状況や地域特性を把握するとともに、将来のごみ発生状況の予測と収集・処理方式を検討し、ごみの排出抑制・再資源化・減量化を図るために策定。 |
| 23 | 三春町地域新エネルギービジョン | 三春町 | 平成12年3月 | 平成12年度 ～平成22年 | 住民税務課 | 太陽エネルギーなど自然からの贈り物や地域で生産・廃棄される資源による新エネルギーは環境負荷の小さいエネルギー資源として位置づけられている。町内における「太陽光」「風力」など地域資源の有効活用性について検討し、新エネルギー導入を推進するために策定。 |
| 24 | 三春町地域防災計画 | 三春町防災会議 | 平成13年3月 | 平成13年度～ | 総務課 | 災害対策基本法第42条の規定に基づき、三春町及び防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的な運営を計画したもの。 |
| 25 | E-三春づくり情報化プラン | 三春町 | 平成16年6月 | 平成16年度～ | 総務課 | ITを手段として積極的に活用し、行政事務の効率化や行政手続の簡素化をはじめとし、住民との情報共有化などを実現し、住民との協働によるまちづくりの実現をねらいとして、町の情報化を推進するため策定。 |
| 26 | 三春町次世代育成支援行動計画 | 三春町 | 平成17年3月 | 平成17年度 ～平成26年度 | 教育課 | 平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成支援行動計画の策定が地方公共団体に義務づけられた。行政施策を“子育て・子育て環境”の側面から見直し、今後の子育て支援の方向性・目標を定めたもの。 |

第5次三春町長期計画 (ほんとうに豊かな暮らしを求めて) 基本理念：生活提案型のまちづくり

国・地方を通じた
厳しい財政状況
地方分権
少子高齢化
人口減少

第6次三春町長期計画 基本理念 (安全安心なまち 自主自立のまち 継続発展するまち)

1. 市街地における生活提案

| | | |
|--|----|---|
| 三春町市街地整備基本計画 うるおい・緑・景観まちづくり整備計画 荒町・新町線街路事業 快適照明まちづくり計画 街なみ環境整備事業(裏道整備) 公共施設集積整備計画 桜川改修事業 商業集積整備事業 公営住宅整備事業 自然と共生する住宅地づくり(仁井町開発) 地域住宅計画(HOPE計画) 西部地区整備構想(岩江地区) | 実績 | ○交流館完成(H14) ○交流情報ゾーンの整備(H15) ○街路事業(荒町新町線)(H17) ○大町地区街路照明設置(16基) ○街なみ整備(磐州通り等)(H10) ○文化伝承館開館(H10) ○保健センター開館(H10) ○みはる壱館建設(H13) ○みはる北町館建設(H15) ○桜川改修事業一部着手(H11~) ○賃貸住宅かみやま団地完成(H9) ○岩江地区福祉館の建設検討 |
|--|----|---|

2. 新しい時代の田園生活の提案

| | | |
|---|----|---|
| 三春の里整備構想・さくら湖周辺地域計画 「地域に開かれたダム」事業 新しい農業の展開 三春の里農業公園・田園生活館 期計画 「紙漉の里」田園集落づくり 北部地域整備計画 滝桜周辺整備事業 | 実績 | ○さくら湖ポート場完成(H10) ○自然観察ステーション開館(H12) ○滝桜遊歩道、ポケットパーク整備(H12) ○農産物品質保証制度(H12) ○「紙漉の里」分譲(H9~) ○ほ場整備富沢地区(H11~H18 予定) ○農村総合整備事業三春北部地区(H11~H16) |
|---|----|---|

3. 次の世代のための生活提案

| | | |
|--|----|--|
| 夢の育つ学校づくり 教育研究会活動 幼・保一元化と学齢前教育・家庭教育の充実 児童館ネットワークと児童の地域生活の充実 | 実績 | ○岩江中学校校舎増築(H9) ○岩江小学校体育館改築(H10) ○三春中学校体育館改築(H16) ○幼育センターの設置、○第2保育所新築(H12) ○北保育所新築(H17) |
|--|----|--|

4. 高齢者・障害者が生きる喜びを失わないような生活提案

| | | |
|--|----|--|
| 福祉会館を拠点とした福祉活動 地区福祉館 高齢者住宅 退職者の社会参加と生活工芸センター 障害者の自立と社会参加 | 実績 | ○沢石地区福祉館開設(H9) ○白山福祉館開設(H11) ○生活工芸館完成(H10) ○障害者小規模作業所「桜工房」開設(H13) ○重度障害者小規模作業所「いちご」開設(H14) |
|--|----|--|

5. 参加する喜びのある地域生活の提案

| | | |
|--|----|--|
| 三春町まちづくり協議会及びまちづくり協会の自治活動 福祉会館及び中央児童館を拠点としたボランティア活動 「美しいまちをつくる三春町景観条例」に基づく景観形成 町民参加による生活環境づくり 都市との交流・国際交流 生涯学習拠点づくり(町民センター) | 実績 | ○まちづくり活動への支援 ○ボランティア活動専門員の配置 ○資源ごみ収集 ○一関市との交流、春サミット参加 ○ライスレイク市、ザンバーク市との交流 ○交流館開館(H15) |
|--|----|--|

6. 便利で健やかな生活(生活並びに産業基盤づくり)

| | | |
|--|----|--|
| 周辺の見通(国県等の事業) 道路網のネットワークづくり 田村西部工業団地・企業誘致 上水道供給計画 保健・医療の充実(保健センター) 生活環境施設の整備 生活廃水対策事業 地域情報化のための基盤整備 | 実績 | ○国道288号三春西バイパス建設工事一部着手(H9~) ○田村西部工業団地への企業立地(H10~) ○上水道拡張事業(H10~) ○一般廃棄物最終処分場の建設(H9) ○西部環境センター建設工事(H16~H18) ○農業集落排水事業共用開始(過足H9~、中妻H10~) ○公共下水道共用開始(H12) ○公共施設間の光ファイバー敷設(H13~H15) |
|--|----|--|

1. だれもが暮らしやすいまちづくり

| |
|--|
| 防災・災害対策 交通安全・防犯対策 上下水道の整備 道路・交通網の整備 情報通信基盤の整備 住環境の整備 田園生活空間の提供 魅力ある市街地の形成 |
|--|

2. 夢をもち豊かな心が育つまちづくり

| |
|---|
| 子育て支援 幼児教育の充実 学校教育の充実 校外学習の充実 青少年の健全育成 文化・生涯学習・交流の推進 スポーツの振興 男女共同参画の推進 |
|---|

3. 元気で健やかに暮らせるまちづくり

| |
|--|
| 健康づくりの推進 地域医療の充実 地域福祉・社会福祉の充実 高齢者福祉の充実 障がい者福祉の充実 |
|--|

4. みんなで築くつながりのあるまちづくり

| |
|---|
| 協働によるまちづくり ボランティア活動への支援 情報の共有化 広域行政の推進 |
|---|

5. 地域の特性と資源を活かした活力あるまちづくり

| |
|--|
| 農林業の振興 工業の振興 商業の振興 観光の振興 環境・リサイクルへの配慮 歴史・文化の継承 良好な景観の形成 土地利用の検討 |
|--|

第5次三春町長期計画主要プロジェクト検証表(平成8年度～平成17年度)

| 楽しいまち 市街地における生活提案プロジェクト | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|------|--------------------|--------------|------------------------|----------------------------------|---|--|---|---|
| プロジェクト番号 | プロジェクト名 | 担当課等 | 計画地域 | 計画期間(年度) | 総事業費(概算)(百万円) | 全体概要 | 平成17年度末までの実績 | 今後の検討課題及び取り組むべき内容 | | |
| 1 | - | 1 | 三春町市街地整備基本計画 | 産業建設課 | 概ね用途地域指定区域約340ha | 期=H1～H7 期=H8～H12 期=H13～H22 | 地区整備=10,233 道路整備=6,469 公園整備=644.4 | 活力ある中心市街地の形成 歴史公園都市の建設 都市基盤の充実した市街地形成 | 交流情報ゾーン(H15年度完了) 町民センター(H14年度完了) 田村西部中核工業団地(H7年度完了) 街なみ整備A地区(H10年度完了) 国道288号バイパス(継続) 荒町新町線 期(期=H9年度完了、 期=H17年度完了) 都市計画公園(H17年度末整備率=95.9%) 地区施設公園(H16年度末まで7カ所整備済み) | 商業ゾーン整備 (仮)三春駅中町線計画変更 (仮)大町一本松線計画変更 北町荒町線整備 桜川改修事業 桜川改修関連事業(親水公園等整備) |
| 1 | - | 2 | うるおい・緑・景観まちづくり整備計画 | 産業建設課 | 中心市街地 | H1～H22 | | 拠点整備事業(大町地区土地区画整理事業、商業核約1.5ha整備) 街路事業(賑わいを創出する商業空間、イベントに対応) 河川事業(治水安全を高める計画的改修、自然的環境要素や親水空間への配慮) 中心市街地交流・情報核整備事業(町民センター建設、交流広場整備、駐車場整備) | 拠点整備事業(町民センター建設工事完了、大町地区土地区画整理事業換地済) 街路事業(整備済L=408.0m、事業費2,517百万円) 河川事業(桜川河川改修一部用地買収着手・一部工事着手) 中心市街地交流・情報核整備事業(町民センター本体建設完了、交流広場整備、駐車場整備) | 同上 |
| 1 | - | 3 | 荒町新町線・大町亀井線街路事業 | 産業建設課 | | H1～H16 H1～H17 | 6508.3 | 第1期(荒町新町線) L=408m、W=16m 第2期(荒町新町線) L=267m、 (大町亀井線) L=107.5m | 第1期 H9年度完了 第2期 H17年度完了 (荒町新町線) L=267m (大町亀井線) L=90m | 桜川改修事業に合わせた街路整備の延伸 |
| 1 | - | 4 | 快適照明まちづくり計画 | 産業建設課 総務課 | 全町 | | | 地区別照明整備方針 中心市街地幹線道路沿線 歴史的な景観に配慮すべき地区 住宅地 郊外の田園空間 | 中心市街地幹線道路(荒町新町線外1線)沿線 ・H17年度末まで40基 防犯灯の設置(H8:64基、 H9:64基、H10:51基、H11:44基、H12:50基、 H13:55基、H14:52基、 H15:43基、H16:36基、H17:38基) | 街路整備に併せて、関係機関と協議し、三春駒をイメージした街路灯デザインに統一 年次計画による防犯灯の設置 |
| 1 | - | 5 | 街なみ環境整備事業 | 産業建設課 | 裏道整備 大町地区 3.04ha | H1～H7 | 820.0 | 歴史と伝統を活かした街なみの整備 | H10年度末事業完了 ・区域面積=2.52ha ・通路(磐州通り)延長=387.33m ・小公園=3カ所 564.61㎡ ・生活環境施設(文化伝承館) 母屋改修延面積 183.66㎡ 蔵2棟改修延面積 137.77㎡ ・街づくり協定締結=3地区 2.52ha | 街づくり協定等の推進 |
| 1 | - | 6 | 公共施設集積整備計画 | 産業建設課 | | | | 便利で快適なサービス機能の充実のため公共施設やサービス施設の集積と整備 | ・保健センター(H10) ・三春交流館まほら(H14) | |

| 楽しいまち 市街地における生活提案プロジェクト | | | | | | | | | |
|-------------------------|--------------------|----------------|----------------------|----------|---------------|--|---|---|--|
| プロジェクト番号 | プロジェクト名 | 担当課等 | 計画地域 | 計画期間(年度) | 総事業費(概算)(百万円) | 全体概要 | 平成17年度末までの実績 | 今後の検討課題及び取り組むべき内容 | |
| 1 - 7 | 桜川改修事業 | 産業建設課 | 郡山市富久山町小泉地内～三春町字小滝地内 | H11～H40 | 10,000.0 | L=11.4km | 一本松地区(八島川合流点～山崎橋)L=1.3km 用地買収着手・一部工事着手 中町・八幡町地区(山崎橋～不動橋)L=0.9km 詳細設計・丈量図作成完了 用地買収着手 大町・新町地区(不動橋～小滝地内)L=1.5km 詳細設計着手 | 浸水被害のない安全な地域づくりを推進するため、桜川改修事業の促進を町民とともに県に働きかける。 河川改修事業を契機として、街としての機能や土地利用の保全回復につとめる。 歴史的な景観と調和した自然豊かな水辺空間の創出を図るため、河川施設(橋梁・護岸・管理用通路・防護柵・照明等)の整備に当ってはデザインやグレードに留意する。 街なかの重要なオープンスペースとして桜川を親水性豊かな空間として整備するとともに、住民の交流・休憩空間として沿川にポケットパークを整備する。 下水道事業を推進し水質の改善に努める。 | |
| 1 - 8 | 商業集積整備事業 | 産業建設課 | | | | 活力ある商店街づくり | ・みはる壱番館建設(H13) ・みはる北町館建設(H15) ・商業核づくり推進の一環とする地産地消に向けた「なか市」開所 | ・商業核(中町地内)整備の再検討 | |
| 1 - 9 | 公営住宅整備事業 | 産業建設課 | | | | 特定公共賃貸住宅を導入し、入居階層を幅広い層へ広げる。 | ・特定公共賃貸住宅かみやま団地建設完了(H9) ・沢石団地、馬場団地用途廃止 ・谷戸団地用途廃止 | ・三春町公共賃貸住宅総合再生計画(平成7年度策定)及び三春町住宅マスタープラン(平成11年度策定)に基づく適正管理(耐用年限超過団地の用途廃止及び建替) ・地域住宅交付金事業に係るストック総合改善事業を実施する。 | |
| 1 - 10 | 自然と共生する住宅づくり | 企業局 | 仁井町 | | | 新たな市街地の受け皿としての新規住宅地開発。道路ネットワークの形成・JR新駅設置も視野に含む「自然と共生する住宅地」をめざす。 | 平成12年度より「凍結」としていたが、平成14年5月、県住宅供給公社から正式に撤退したい旨の通知があった。これを受け検討したが、町が単独で事業化することは難しく、計画を断念せざるを得ないと判断した。同月、地権者代表者会を開催し、その旨を報告。代表者会も解散した。 | | |
| 1 - 11 | 地域住宅計画推進事業(HOPE計画) | 産業建設課 | | | | 店舗併用住宅群整備計画、コーポラティブ住宅建設推進事業、三春駅周辺整備計画、住宅施策に関する誘導方策、生活提案型住宅の設計、緑地整備計画、地域木造住宅の推進 | ・住宅建設コスト低減対策指針策定(H8) ・紙漣の里モデル住宅建設(H9) ・住宅マスタープランの策定(H11) ・三春町景観条例の運用 ・三春町建築賞運営(隔年実施)(H9,H11,H13,H15,H17) | ・三春町住宅マスタープランの推進 | |
| 1 - 12 | 西部地区整備構想 | 産業建設課 保健福祉課 | 岩江地区 | | | 幹線道路網の整備、ゆとりある住宅地の創造、鉄道の利便性の向上、生活環境の整備、福祉の充実 | -1 国道288号三春西バイパスの事業促進 -2 福島空港アクセス道路の建設要望 -1 優良住宅地造成の指導 -2 既存開発団地の公共施設管理方針検討 桜川改修事業の推進 | -1 国道288号バイパスの事業の促進 -2 福島空港アクセス道路の建設要望 -1 優良住宅地造成の指導 -2 既存開発団地の公共施設管理方針検討 桜川改修事業の推進 医療・保健・福祉施設の充実と有効な活用及び町保健・福祉計画との連携 | |

| 豊かな田園 新しい時代の田園生活の提案プロジェクト | | | | | | | | | |
|---------------------------|---------|------|---------------------|---------------------|---------------|-------|---|---|---|
| プロジェクト番号 | プロジェクト名 | 担当課等 | 計画地域 | 計画期間(年度) | 総事業費(概算)(百万円) | 全体概要 | 平成17年度末までの実績 | 今後の検討課題及び取り組むべき内容 | |
| 2 | - | 1 | 三春の里整備構想・さくら湖周辺地域計画 | 産業建設課 | | | 自然環境保全林づくり 自然観察園づくり 野外活動施設づくり 生活文化拠点づくり 滝桜歴史公園づくり 周辺ネットワークづくり 田園集落づくり | 自然環境保全林づくり(向山森林公園、さくらの公園)整備 自然観察園づくり(石畑水生生物観察園、狐田親水公園)整備 野外活動施設づくり(さくら湖ポート場、滝の平野外劇場、自然観察ステーション、天文台、風力・太陽光発電施設)整備 生活文化拠点づくり(H14 田園生活館増築工事完了、平成9年度より進めてきた、さくら湖美術の森整備構想に伴う「美術館」建設については社会情勢の変化により断念) 滝桜歴史公園づくり(滝桜遊歩道、ポケットパーク)整備 周辺ネットワークづくり(ウォーキングトレイル及びサイクリングロード)一部完了 田園集落づくり(紙漣の里)分譲中 三春ダム水源地域ビジョン策定(H14~15) | 向山森林公園、さくらの公園:公共用財産としての位置づけの明確化の検討 自然観察園:河川管理者との管理協定の検討 滝桜歴史公園:都市公園にする等公共用財産としての位置づけの明確化の検討 ウォーキングトレイル等ネットワーク:協働による管理方法の検討 |
| 2 | - | 1 | 「地域に開かれたダム」事業 | 産業建設課 | | | ダム湖の環境保全・水質保全を重視した開発と地域環境の整備 貝山多目的運動広場 柴原多目的運動広場 狐田親水公園 石畑水生生物観察園 滝の平野外劇場 | 貝山多目的運動広場 柴原多目的運動広場 狐田親水公園 石畑水生生物観察園 河川管理者との管理協定の検討と協働による管理方法の検討 | |
| 2 | - | 2 | 新しい農業の展開 | 産業建設課 | | | 認定農業者制度の活用と農業の組織経営化の推進、施設園芸への経営形態の変化 ・県営総合農地整備事業(農業かんがい)完了 ・平成17年認定農業者数41体 ・地域環境保全型農業推進総合整備事業(堆肥センター建設事業)完成 | ・集落営農の推進及び担い手の育成・確保 ・地産地消による消費拡大 ・堆肥センターを中心とした保全型農業の確立 | |
| 2 | - | 3 | 三春の里農業公園・田園生活館期計画 | 産業建設課 | | 358.0 | 多品種少量生産農業の研究と普及、田園景観の形成とモデルづくり、多品種少量生産の野菜調理法の研修と普及 ・田園生活館新館建築工事完了(H14.7.15) ・農産物品質保証制度 ・地域環境保全型農業推進総合整備事業(堆肥センター建設事業)管理運営 | ・堆肥センターの堆肥を使用した土づくりにより、農産物の生産性向上・品質向上・生産安定の効果を実証する。 | |
| 2 | - | 4 | 「紙漣の里」田園集落づくり | 企業局 | | 580.0 | 自然との共生の中でゆとりある田園生活を享受する田園集落の創造 ・用地買収・造成工事(H7~8) ・児童遊園地・緑化整備(H8) ・集会所建築(H9) ・モデル住宅建築(H9) 同展示(H9~12) 同売却(H12) ・全40区画中28区画分譲済み ・4区画定期借地契約済み ・残8区画。 | ・販売促進 | |
| 2 | - | 5 | 北部地域整備計画 | 産業建設課 | | | 豊かな田園づくり、田園生活の提案、洗練された農村景観の創造 農村休暇村構想=農村交流館の建設 ・ほ場整備 富沢地区(H11~H17)及び富沢第2地区(H13~H18)活性化施設用地富沢地区5.2ha ・農村総合整備事業三春北部地区(H11~H16)農道3路線・集落道2路線・ため池整備・防火水槽5基 ・富沢第2地区(富沢7組)換地処分・活性化施設用地5.5ha取得。 | 富沢地区(富沢6組)及び富沢第2地区(富沢7組)で取得した活性化施設用地の利活用計画。田村西部環境センターを拠点とした活性化施設の整備促進を図り、地域全体の活性化を目指す。 | |
| 2 | - | 6 | 滝桜周辺整備事業 | 産業建設課生涯学習課(歴史民俗資料館) | | | さくら湖周辺整備と連携した駐車場、公衆トイレなどの整備、樹木の保全、周辺環境の保全 滝桜歴史公園づくり(滝桜遊歩道、ポケットパーク整備) 周辺ネットワークづくり(一部整備済) 滝桜保存対策事業(内柵撤去・土壌改良・通気管設置等) 滝桜周辺環境整備工事(木製階段工事) 病害虫防除事業(継続) | 滝桜歴史公園:都市公園にする等公共用財産としての位置づけの明確化の検討 ウォーキングトレイル等ネットワーク:協働による管理方法の検討 街中観光との連携の検討 | |

| プロジェクト 番号 | プロジェクト名 | 担当課等 | 計画地域 | 計画期間 (年度) | 総事業費(概算) (百万円) | 全 体 概 要 | 平成17年度末までの実績 | 今後の検討課題及び取り組むべき内容 |
|--------------|---------|------|----------------------|--------------|-------------------|--|--|--|
| 3 | - | 1 | 夢の育つ学校づくり | 教育課 | | 学校施設と環境の整備 広い活動スペースの確保 表現の場の確保 収納、管理の場の確保 学習の連続性に対応した 空間づくり 屋外環境の活用 学習家具の活用 | (学校施設整備状況) ・H9 岩江中学校校舎増築工事 RC造 252 m ² 工事費 69,092,100 円 ・H9～H10 岩江小学校体育館改築工事 RC造 1,221 m ² 工事費 316,893,150 円 ・H10 沢石中学校プール改築工事 工事費 89,250,000 円 ・H16 三春中学校体育館改築工事 RC造 1,254 m ² 工事費 271,190,850 円 | これまで進めてきた学校づくりの考え方とその成果を、各学校の教育内容や子どもたちと関わりに活かす教育活動を実践している。今後の学校施設の整備にあたって、この考え方を踏襲していく。 |
| 3 | - | 2 | 教育研究会活動 | 教育課 | | 個性化教育の研究・実践 | 発足以来、各学校から選出された18名の研究員により、「個に応じた学習指導」、「個性を伸ばす学習」などのテーマを設定して研究を進め、この成果を各学校の教育課程の編成や日々の取組みに取り入れている。 | 個性化教育の研究・実践のため今後も、テーマを設定して研究を進め、その成果を各学校の教育課程の編成や日々の取組みに取り入れていく。 |
| 3 | - | 3 | 幼保一元化と学齢前教育、家庭教育の充実 | 教育課 | | 幼稚園・保育所の一元化 学齢前教育・家庭教育の充実 | ・幼児教育グループを設置し、幼児教育施設の運営の一元化を行った。 ・第2保育所の移転改築(H12.3)。 ・北部に沢石児童館を統合する北保育所の建設実施(H.17) | 乳幼児・障害児保育等を考慮した、特色ある保育所の運営の検討 |
| 3 | - | 4 | 児童館ネットワークと児童の地域生活の充実 | 教育課 | | 児童生活センターの設置による留守家庭児童対策の充実 児童の地域生活に係るネットワークづくり | ・登録児童 わんぱく64名 岩江30名 ・自由来館者受入事業1日平均30名 ・地域に拓く児童館活動(ボランティア活動、ミニシアター、おりがみクラブ、料理クラブ、理科クラブ)の実施 ・出前児童館の実施(沢石地区、中妻地区)、要請(山田地区こども育成会等) | ・留守家庭児童対策の充実 ・児童の地域生活に係るネットワークづくりの充実 |

ともに生きる社会 高齢者・障害者が生きる喜びを失わないような生活提案プロジェクト

| プロジェクト番号 | | | プロジェクト名 | 担当課等 | 計画地域 | 計画期間(年度) | 総事業費(概算)(百万円) | 全 体 概 要 | 平成17年度末までの実績 | 今後の検討課題及び取り組むべき内容 |
|----------|---|---|-------------------|-------|------|----------|---------------|---|---|---|
| 4 | - | 1 | 福社会館を拠点とした福祉活動 | 保健福祉課 | | | | 高齢者在宅福祉の充実、自立生活支援、多様な在宅介護支援システムの確立 | ・H12.4.1 介護保険制度導入。 ・H11 訪問看護ステーション開設 ・H17.4 介護保険第3期計画策定 | 地域包括支援センターを拠点とした「元気高齢者」の支援と要介護者の重度化の抑制 |
| 4 | - | 2 | 地区福祉館の整備 | 保健福祉課 | | | | 最寄り福祉・コミュニティ福祉の充実、福祉ネットワークの構築 | ・H9.沢石地区福祉館開設 ・H11.白山福祉館開設(高齢者自立生活支援施設) ・H14.三春西地区福祉施設整備計画策定 | 医療・保健・福祉施設の充実と有効な活用及び既存の医療・福祉施設機関との連携 |
| 4 | - | 3 | 高齢者住宅 | 保健福祉課 | | | | 高齢者向け住宅改善に対する支援 高齢者向け民間賃貸借住宅に対する支援 高齢者公営住宅の建設 | ・H15.町福祉住宅改造事業補助金交付要綱改正 ・「これからの住まいの手引き(高齢化対応の住まいづくり)」の見直し | ユニバーサルデザインの採用とバリアフリー化の融合 |
| 4 | - | 4 | 退職者の社会参加と生活工芸センター | 保健福祉課 | | | | 高齢者工芸・園芸センターの設置 シルバー人材センター活動拠点の整備 | 生活工芸館開設(H10.4) 三春町シルバー人材センター移転開設(H10.4)。 H17年度当初会員数276名、H16年度受注件数882件、契約金額98,580千円。 | ・高齢者の知識、技術の活用推進と支援 ・三春町シルバー人材センターの活性化 ・事務手数料の見直しによる自主財源の確保 ・新規分野への事業拡大 |
| 4 | - | 5 | 障害者の自立と社会参加 | 保健福祉課 | | | | 障害者福祉長期計画の策定 在宅福祉サービスの充実とディサービスの実施 生活安定のための施策の充実 小規模作業所、障害者関係団体の育成と活動の充実 | ・H11.7 三春町障害者福祉計画策定。 ・障害者小規模作業所「桜工房」開設(H13.4.1)。 ・重度障害者小規模作業所「いちご」開設(H14.4.1) ・精神保健福祉事務権限委譲(H14.4.1) ・田村地方精神障害者地域家族会設立(H14.2.27)支援 ・障害者支援費制度の実施(H15.4.1) ・知的障害者福祉事務委譲(H15.4.1) ・障害者小規模作業所みはる工房開設(H16.9.17) | ・障害者自立支援法サービス提供体制の充実 ・小規模作業所のNPO法人化の支援 ・小規模作業所の活動支援 |

| 参加する喜び 参加する喜びのある地域生活の提案プロジェクト | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---------|------|----------------------------|------------------------------|-------------------|---------|--|---|---|
| プロジェクト 番号 | プロジェクト名 | 担当課等 | 計画地域 | 計画期間 (年度) | 総事業費(概算) (百万円) | 全 体 概 要 | 平成17年度末までの実績 | 今後の検討課題及び取り組むべき内容 | |
| 5 | - | 1 | 三春まちづくり協議会及びまちづくり協会の自治活動 | 総務課 | | | まちづくり協会部会活動の強化 | 協会活動の促進を図るため、7協会に財政的支援と地区担当者を配置することによる人的支援を実施。 | 各まちづくり協会の自主自立による自治活動 |
| 5 | - | 2 | 福祉会館及び中央児童館を拠点としたボランティア活動 | 総務課 保健福祉課 教育課 生涯学習課 | | | ボランティア活動の奨励とボランティア団体の組織化及び相互交流 | ・町福祉会館内にボランティア活動専門員の設置。 ・中央児童館にてボランティアの積極活用。 ・青少年育成事業に係る生涯学習ボランティア団体の組織づくり | ・ボランティアの登録等 ・青少年育成事業に係る生涯学習ボランティア団体の活動支援 |
| 5 | - | 3 | 「美しいまちをつくる三春町景観条例」に基づく景観形成 | 産業建設課 | | | 町が景観整備等の基本指針をつくり、町民とともに、すぐれた景観整備と環境保全を推進する | 街づくり協定の推進 優良景観形成住民協定(県条例)の推進 景観法制定に伴う三春町景観条例の全部改正 景観行政団体の施行 | 街づくり協定の推進 優良景観形成住民協定(県条例)の推進 改正三春町景観条例に基づく景観計画策定の推進 |
| 5 | - | 4 | 町民参加による生活環境づくり | 住民税務課 | | | 環境にやさしいまちづくりの推進 資源ゴミ収集 過剰包装の自粛 再生品の利用 環境美化行動 情報の提供 支援施設整備(資源ゴミ取扱施設の設置) | 資源ごみ収集(平成7年10月開始) 過剰包装の自粛(商工会女性部による県事業:うつくしまエコショップ登録及び4R運動推進) 再生品の利用(庁内使用文房具のエコマーク優先購買) 町内各種団体による清掃作業支援(回収資材提供と回収体制の強化) 説明会開催 | 循環型社会形成のための基本システム整備 廃棄物発生抑制の広報活動推進 資源物回収体制の改善・整備 再生品の利用推進 環境美化意識の向上 散乱ゴミの回収 不法投棄への厳格な対応 |

参加する喜び 参加する喜びのある地域生活の提案プロジェクト

| プロジェクト番号 | プロジェクト名 | 担当課等 | 計画地域 | 計画期間(年度) | 総事業費(概算)(百万円) | 全体概要 | 平成17年度末までの実績 | 今後の検討課題及び取り組むべき内容 |
|-------------|-------------|--------------|------|----------|---------------|---|---|--|
| 5 - 5 | 都市との交流・国際交流 | 総務課 生涯学習課 | | | | <p>姉妹都市、春サミット参加町との交流推進</p> <p>都市交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一関市(姉妹都市) ・福井県春江町、愛知県西春町、高知県春野町、静岡県春野町(春サミット) <p>国際交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ合衆国ウィスコンシン州ライスレイク市(姉妹都市) ・チェコ共和国ザンバーグ市(友好都市) | <p>都市交流</p> <p>一関市の夏祭り及び商業祭へ毎年度参加。一関市の築城500年記念事業への参加など</p> <p>春サミット(平成5年3月から毎年度実施。H6,11,16は三春町開催)</p> <p>国際交流</p> <p>国際姉妹都市交流10周年記念事業 H9,16名受入</p> <p>三ヶ国交流事業(三春・ライスレイク・ジャンベルク)H9,8名受入</p> <p>親善訪問団及び農村女性団派遣事業 H8,18名 H10,9名 H12,12名派遣</p> <p>アメリカサマーキャンプ派遣事業 H9,19名 H11,10名 H13,9名派遣</p> <p>三春サマーキャンプ来町事業 H8,3名 H13,7名受入</p> <p>ライスレイク高校留学生派遣事業 H8~H17,17名派遣</p> <p>教職員海外視察研修事業 H10,6名派遣</p> <p>ライスレイク日本庭園建設事業及び維持管理事業 H10,3名 H12,2名派遣</p> <p>チェコ共和国ジャンベルクにおける日本週間事業 H11,30名派遣</p> <p>国際貿易シンポジウム参加並びに河川改修と街づくり調査 3名派遣</p> <p>未来博ワールドビレッジ出展 H13,10日間</p> <p>国際交流館ライスレイクの家運営事業 支援 通年</p> <p>ライスレイク日本庭園メンテナンス事業 H15,3名派遣</p> <p>ネイティブアメリカン舞踊継承者招聘事業 H16,6日間 16名受入</p> <p>ライスレイク市・ライスレイク国際交流協会から三春町築城500年記念に陶芸品贈呈 H16、ブルース・カウベンガ氏持参来町</p> <p>ライスレイク市国際交流協会長他2名三春町築城500年記念事業参加来町 H16</p> <p>ヨーロッパ・ピクニック15周年記念式典参加(ハンガリー) H16,10日間6名派遣</p> | <p>都市交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春サミットは終了。一関市との姉妹都市交流を継続。 <p>国際交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際姉妹都市ライスレイク市との交流の継続と国際交流事業の推進 ・三春町国際交流協会の組織改編 |

参加する喜び 参加する喜びのある地域生活の提案プロジェクト

| プロジェクト番号 | プロジェクト名 | 担当課等 | 計画地域 | 計画期間(年度) | 総事業費(概算)(百万円) | 全体概要 | 平成17年度末までの実績 | 今後の検討課題及び取り組むべき内容 |
|-------------|-----------|-------|--------|----------------------------|---------------|--|---|--|
| 5 - 6 | 生涯学習拠点づくり | 生涯学習課 | 町民センター | 建設事業: H11~H14 開館:H15 | 3,487 | <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化の拠点 ・人・物・情報の交流の場 ・町民の文化、学習、展示活動等の場 施設名 三春交流館「まほら」 工事概要 ・工事名称: 三春町民センター建設工事 ・建築主(発注者) 三春町 ・地名地番: 福島県田村郡三春町 字大町地内 ・主要用途: 劇場 ・敷地面積: 4,463.632 m² ・建築面積: 2,483.789 m² ・延べ床面積: 3,583.071 m² ・構造: 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 ・基盤工法: 既製コンクリート杭 ・階数: 3階 ・床面積: 1階 2,417.958 m² 2階 962.441 m² 3階 202.672 m² 計 3,583.071 m² 設計主旨・施設の位置づけ 地域に密着した小規模ホールのプロトタイプとなる施設 ・文化活動の拠点づくり ・町民が広く活用できる利便性 ・街並との調和 主要諸室 ・大ホール 404席(可動 208 席 + 固定 196 席) ・ホワイエ 展示空間として利用可 ・中会議室(中ホール) 椅子のみ 100人程度 ・小会議室 A・B・C・D (C・Dは1室利用可) ・和室 21畳 + 12.5 畳 (1室利用可) | <p>事業経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9年度 基本設計業務委託事業 ・10年度 第1期埋蔵文化財発掘調査・地質調査 ・11年度 騒音調査 ・11~12年度 実施設計業務委託事業 ・12年度 第2期埋蔵文化財発掘調査 ・12~14年度 町民センター建設工事 ・13年度 駐車場整備事業(第2駐車場・南町) ・14年度 舞台幕等設置工事 ・14年度 交流広場(付属駐車場含)建設工事 ・14年度 情報関連機器等設置工事 ・14年度 光ファイバー情報ネットワーク構築工事 ・14年度 第1駐車場(公民館脇)整備工事 ・15年度 開館 | <p>交流館事業及び中心市街地活性化促進のためのソフト事業の推進</p> <p>芸術文化振興基本法に基づく交流館事業の推進</p> <p>生涯学習事業の推進</p> <p>国際交流事業の推進</p> <p>社会体育事業の推進</p> |

| しっかりした土台 便利で健やかな生活提案プロジェクト | | | | | | | | | |
|----------------------------|---------|------|---------------|----------|---------------|----------|---|--|---|
| プロジェクト番号 | プロジェクト名 | 担当課等 | 計画地域 | 計画期間(年度) | 総事業費(概算)(百万円) | 全体概要 | 平成17年度末までの実績 | 今後の検討課題及び取り組むべき内容 | |
| 6 | - | 1 | 周辺の予見(国県等の事業) | 総務課 | | | あぶくま新高原都市構想の推進 郡山東口開発の協力 新幹線郡山駅折り返しの働きかけ 首都機能移転の推進 | 福島県阿武隈地域振興協議会への加入。阿武隈地域振興プラン21(計画期間H16~25)の推進協力。 郡山地方広域市町村圏組合において関係市町村との連携を強化 当町も加入する福島県鉄道活性化対策協議会の中で三春町として要望をあげ、平成14年度までJR等関係機関に働きかけを行ってきたが、15年度からは、三春町としては要望をあげていない。 福島県首都機能移転促進県民会議及び郡山地方広域市町村圏首都機能移転推進協議会に加入し、今後の動向を監視中 | 福島県阿武隈地域振興協議会への継続加入。阿武隈地域振興プラン21(計画期間H16~26)の推進協力。 福島県鉄道活性化対策協議会への継続加入、対応。磐越東線の活性化。 福島県首都機能移転促進県民会議及び郡山地方広域市町村圏首都機能移転推進協議会への継続加入、対応 |
| 6 | - | 2 | 道路網のネットワークづくり | 産業建設課 | | | 国道288号線三春西バイパスの整備推進、主要地方道飯野三春石川線バイパスの整備推進、福島空港アクセス道路の整備推進 | 国道288号三春西バイパスについては、平成9年度より事業着手。全体延長3.5kmのうち、第1工区(一本松工区)1.6kmの用地買収を概ね完了し、平成13年度から一部工事に着手。 | 国道288号三春西バイパスの暫定二車線早期開通に向けた事業促進。 福島空港アクセス道路の建設要望 |
| 6 | - | 3 | 田村西部工業団地・企業誘致 | 産業建設課 | | H2~H6 造成 | 工業発展基盤の整備、安定した雇用の確保 | ・三春町分1社立地 ・関係機関と協力し、引き続き企業誘致促進を図っていく。 | 地域産業の振興と支援 安定した雇用の場の確保 |
| 6 | - | 4 | 上水道供給計画 | 企業局 | | H10~18 | 上水道拡張事業 | 配水管延長 L=26,617m、838,689千円 | 老朽管の更新 |
| 6 | - | 5 | 保健・医療の充実 | 保健福祉課 | 保健センター | | 保健センターの建設 地域医療体制の充実 医療サービスの充実 県立三春病院の機能充実 | ・H10年度に保健センター完成利用開始。開放日や夜間開放、健康づくり月間など展開し「ふれあい」「気軽性」をコンセプトにした運営を実施。 ・三春病院については、H19.4より町へ移譲。 | 県立三春病院廃止後の病院機能の存続と充実 地域医療体制の充実 医療サービスの充実 子育て支援体制の充実 乳幼児医療現物給付完全実施 |
| 6 | - | 6 | 生活環境施設の整備 | 住民税務課 | | | 廃棄物最終処分場の整備計画 広域利用のごみ焼却場「西部環境センター」建設 | H9一般廃棄物最終処分場の建設(容積30,000立方メートル) ごみ焼却施設 「田村西部環境センター」竣工。 処理能力 焼却炉 40トン/24時間 灰溶融炉 6.4トン/24時間 (スラグ化処理) | 適正な維持管理の継続と廃棄物処理事業の信頼性向上 |
| 6 | - | 7 | 生活排水対策事業 | 企業局 | | H5~24 | 1,452 10,451 254 農業集落排水事業の推進 公共下水道事業の推進 合併処理浄化槽の普及促進 | 過足地区管路工 L=2,632m(553百万円) 中妻地区管路工 L=12,824m(1,837百万円) 管渠延長 L=21,777.1m(3,019百万円) H11~H17 町設置型浄化槽事業 274基 | ・集合処理・個別処理の組み合わせにより、町内下水道処理100%を目指す。 ・公共下水道は市街地中心部で、時間をかけて整備する。 ・それ以外は、町設置型浄化槽事業で整備を進める。 |

| プロジェクト番号 | プロジェクト名 | 担当課等 | 計画地域 | 計画期間(年度) | 総事業費(概算)(百万円) | 全体概要 | 平成17年度末までの実績 | 今後の検討課題及び取り組むべき内容 | |
|----------|---------|------|---------------|----------|---|--|--|--|--|
| 6 | - | 8 | 地域情報化のための基盤整備 | 総務課 | 及び について H12～H13 役場周辺 H14～H15 町内全域 | 及び について H12～H13 47.4 H14～H15 三春町負担分 258.9 (全体事業費 1,478.4) | 情報通信インフラの整備と新たなネットワークの構築 地域情報通信体制の充実 地域情報の的確な把握と行政情報の提供の充実 | 及び について H12～H13 ・地域インターネット導入促進事業に取り組み役場周辺の公共施設間のネットワーク整備やインターネットによる情報発信の機器を導入、町民が利用できるパソコンを公共施設に設置 ・例規集を電子化しホームページに掲載したインターネットから図書館の蔵書検索などができるシステムを導入 H14～H15 ・田村広域行政組合が主体となった地域イントラネット基盤施設整備事業に取り組み、光ファイバー未接続の主な公共施設間のネットワーク整備を行った。 ・小中学校における情報機器の整備を重点課題と考え、情報端末等の整備を行った。 について ・H16 に、住民情報、税務情報、財務会計システムなどの基幹システムの機器を更新し、事務処理の効率化、迅速化を図った。 ・また、住民情報、税情報システムについては、情報セキュリティの観点からクラウドサーバ方式としている。 | 町内全域において、地域格差がなくICTの恩恵が受けられるよう、情報基盤整備の推進についての調査研究を進める。 |
| | | | | 住民税務課 | H17～H18 | 47 | 行政処理システムの整備 | ・戸籍電算化事業 戸籍電算化事業着手 戸籍・附票情報のデータ化 (H18年12月稼動予定) | ・住民サービスの向上(窓口時間の拡大、来庁者の待ち時間・移動距離の短縮) ・窓口業務の一層の効率化 |
| | | | | 総務課 | | | 情報公開の充実 | について ・H8 に、町ホームページ開設 ・H10 に、文書管理にファイリングシステム導入、情報公開条例及び個人情報保護条例制定。(H17 一部改正) ・H16 に、三春町町民自治基本条例制定 | 町民自治基本条例に基づく情報共有の推進 |